

大蔵委員會議録 第八号

昭和三十年五月十七日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君

理事早川 崇君 理事奥村又十郎君

理事横路 節雄君

有馬 英治君 宇都宮徳馬君

遠藤 三郎君 中山 榮一君

坊 秀男君 前田房之助君

森下 國雄君 山村新治郎君

山本 勝市君 淺香 忠雄君

川野 芳滿君 小西 寅松君

小山 長規君 薄田 美朝君

石村 英雄君 石山 權作君

横山 利秋君 井上 良二君

川島 金次君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 町村 金五君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 渡辺喜久造君

(主税局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

五月十六日

委員春日一幸君辭任につき、その補

欠として水谷長三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十七日

理事遠藤三郎君理事辭任につき、そ

の補欠として早川崇君が理事に当選

した。

五月十六日

租税特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第四一八号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第四六六号)

開拓者資金金融通特別会計法の一部を

改正する法律案(内閣提出第四七

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

農業共済再保険特別会計の歳入不足

をうめるための一般会計からの繰入

金に關する法律案(内閣提出第七七

号)

昭和二十九年の台風及び冷害による

被害農家に對して米麦を特別価格で

売り渡したことに對し食糧管理特別

會計に生ずる損失をうめるための一

般會計からの繰入金に關する法律案

(内閣提出第八八号)

漁船再保険特別会計における給付保

險の再保險事業について生じた損失

をうめるための一般会計からの繰

入金に關する法律案(内閣提出第九

号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇号)

あへん特別會計法案(内閣提出第一

号)

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六六号)

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法案(内閣提出第二八八号)

地方道路税法(内閣提出第三一

号)

輸入品に對する内國消費税の徴収

等に關する法律案(内閣提出第三三

号)

國稅徵收法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三四号)

砂糖消費税法(内閣提出第三五

号)

昭和二十八年、昭和二十九年、昭和

三十一年度における國債整理基

金に充てべき資金の繰入の特例に

關する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第三六号)

租税特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第四一八号)

厚生保險特別會計法の一部を改正

する法律案(内閣提出第四六六号)

開拓者資金金融通特別會計法の一部

を改正する法律案(内閣提出第四七

号)

○松原委員長 これより會議を開きま

す。

まず去る十二日、当委員会に審査を

付託されました地方道路税法、輸

入品に對する内國消費税の徴収等に關

する法律案、國稅徵收法の一部を改正す

る法律案、砂糖消費税法、昭和二十

八年度、昭和二十九年及び昭和三十

一年度における國債整理基金に充てるべ

き資金の繰入の特例に關する法律の一

部を改正する法律案の五法律案並びに

昨十六日付託となりました租税特別措

置法等の一部を改正する法律案、厚生

保險特別會計法等の一部を改正する法

律案、開拓者資金金融通特別會計法の

一部を改正する法律案の三法律案との合

計八法律案を一括議題として審査に入

ります。まず提案理由の説明を聴取い

たします。藤枝政務次官。

地方道路税法

(課税目的及び課税物件)

第一条 都道府県及び道路法(昭和

二十七年法律第八十号)第七條

第三項に規定する指定市に對し、

道路に關する費用に充てる財源を

譲与するため、揮発油には、この

法律により、地方道路税を課す

る。

(定義)

第二条 この法律において「揮発油」

とは、揮発油税法(昭和二十四年

法律第四十四号)第二條第一項に

規定する炭化水素油及び同法第十

五條の規定により揮発油とみなさ

れる物をいう。

2 この法律において「揮発油税」と

は、揮発油税法の規定による揮発

油税をいう。

3 この法律において「保稅地域」と

は、國稅法(昭和二十九年法律第

六十一号)第二十九條に規定する

保稅地域をいう。

(課税標準)

第三条 地方道路税の課税標準は、

揮発油税の課税標準となる揮発油

の数量とする。

(税率)

第四条 地方道路税の税率は、揮発

油一キロリットルにつき四千円と

する。

(納税義務者)

第五条 地方道路税は、製造場(揮

発油税法第七條第二項において製

造場とみなす場所を含む。以下同

じ。)又は保稅地域から揮発油を引

き取るとき(製造場又は保稅地域

において揮発油を消費するときを

含む。)その引取人(製造場又は

保稅地域において消費される揮発

油については、その消費者)から

徴収する。

2 前項の規定は、揮発油税法第七

條第一項又は第八條第一項の規定

の適用を受けて揮発油を製造場又

は保稅地域から引き取る場合に

は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受けた揮発

油について揮発油税法第七條第三

項(同法第八條第二項において準

用する場合を含む。)又は第九條第

二項の規定により揮発油税を徴収

することとなるときは、その引取

人から地方道路税を徴収する。

(燈油及びもどし入れ等をした揮

発油の不課税)

第六条 揮発油税法第十一條第一項

に規定する燈油及び同法第十二條

の規定の適用を受ける揮発油につ

いては地方道路税を課さない。

(徴収)

第七条 地方道路税は、揮発油税に

あわせて徴収しなければならない。

2 地方道路税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の十五分の四に相当する税額の地方道路税及び十五分の十一に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

(担保の提供及び処分)

第八条 揮発油税法第五條第一項ただし書の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供しなければならぬ。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十條第一項の規定により担保を提供させるときは、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供させなければならぬ。

3 揮発油税法第五條第二項及び第五條の二の規定は、前二項の規定により提供された担保について準用する。

4 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第七條ノ四第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により提供された担保物について準用する。

(未納税品の消費禁止等)

第九条 製造場又は保税地域においては、地方道路税を納付しなければ、揮発油を消費してはならぬ。

2 第五條第二項又は第六條の規定の適用がある場合並びに第七條第一項及び揮発油税法第五條第一項ただし書の規定により揮発油税にあわせて地方道路税の徴収が猶予

される場合を除くほか、地方道路税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

3 揮発油税法第八條第一項に規定する揮発油は、地方道路税を納付しなければ、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的で譲り渡してはならない。

(利子税額)

第十条 揮発油税法第十五條の二の規定により揮発油税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、未納の地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額(以下次項において「利子税額の合算額」といふ)の十五分の四に相当する金額を地方道路税に係る利子税額として地方道路税額にあわせて徴収する。

2 前項の規定により地方道路税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、揮発油税法第十五條の二の規定にかかわらず、利子税額の合算額の十五分の十一に相当する金額を同条の規定により徴収すべき利子税額とみなす。

3 第七條第一項の規定は、前二項に規定する利子税額を徴収する場合について準用する。

(延滞加算税額)

第十一条 国税徴収法第九條第三項から第十項までの規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞加算税額を徴収すべき場合においては、これらの規定にかかわらず、滞納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額についてこれらの

規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれこれらの規定により徴収すべき地方道路税に係る延滞加算税額及び揮発油税に係る延滞加算税額とみなす。

2 第七條第一項の規定は、前項に規定する延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

(還付及び充当)

第十二条 地方道路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならぬ。

2 過誤納に係る国税及び滞納処分費並びに国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金を未納の地方道路税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 地方道路税及び揮発油税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一條ノ五の規定にかかわらず、未納の地方道路税及び揮発油税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

4 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の十五分の四に相当する地方道路税の過誤納金及び十五分の十一に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、第二項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の十五分の四に相当する未納の地方道路税及び十五分の十一に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第十三条 国税徴収法第三十一條ノ六の規定により還付加算金を地方道路税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれ同条の規定により加算すべき地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とみなす。

2 地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第十四条 地方道路税及び揮発油税の徴収すべき金額の合算額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 地方道路税及び揮発油税の過誤納金として還付すべき金額の合算額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によつて地方道路税を免かれた者
二 第九條第一項の規定に違反して揮発油を消費した者

三 第九條第二項の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者
四 第九條第三項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲り渡した者

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方道路税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該地方道路税に相当する金額の十倍以下とすることができ。

3 第一項の場合においては、直ちにその地方道路税を徴収する。
第十六条 前条の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十五條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則
1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 揮発油税を課された揮発油がこの法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律の施行後にその製造場から引き取る時(製造場において

その揮発油を消費するときを含まず、第六条の規定にかかわらず、その引取人（製造場において消費される揮発油については、その消費者）に地方道路税を課する。

3 この法律の施行の際、製造場及び保税地域以外の場所で合計十キロリットル以上の揮発油（第六条に規定する燈油を除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日にこれを製造場から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

4 前二項の規定により地方道路税を課する場合においては、その課税標準は、揮発油税法の規定による課税標準の計算方法に準じて計算するものとし、その税率は、揮発油一キロリットルにつき二千円とする。

5 第二項又は第三項の規定による地方道路税については、第七條、第八條及び第十條から第十四條までの規定は、適用しない。

6 第三項の規定による地方道路税額が三万円以下のときは、昭和三十年七月三十一日限り、三万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき
昭和三十年七月及び八月
税額十万円をこえるとき
同年七月から九月まで
税額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

税額五十万円をこえるとき
同年七月から十一月まで

7 第三項に規定する者は、政令で定めるところにより、その所持する揮発油の貯蔵場所、貯蔵場所ごとの数量その他必要な事項を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

8 揮発油税法第十五条の二の規定は、第三項又は第五項の規定による地方道路税を徴収する場合について準用する。

9 第二項又は第三項の規定による地方道路税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一条ノ五の規定にかかわらず、未納の当該地方道路税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

10 揮発油税法の一部を次のように改正する。
第四条中「一万三千円」を「一万一千円」に改める。

11 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、第十三項において定めるものを除くほか、なお従前の例による。

12 揮発油税法第七条第一項若しくは第八条第一項又は租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた揮発油がその承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出された、又は航空機の燃料用に供されたことの証明がな

い場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く）、この法律の施行後に揮発油税法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合及びこの法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）第十條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）第七條又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第十二号）第一条に規定する協定第六條の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油についてこの法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合における揮発油税の徴収については、第十項の規定による改正後の揮発油税法第四条の規定を適用する。この場合においては、当該揮発油について揮発油税を課する際、当該揮発油を製造場又は保税地域から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

13 第十項の規定による改正前の揮発油税法の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税として昭和三十年四月一日以後徴収された金額（昭和二十九年度分として徴収された金額及びこの法律の施行前に還付され、又は未納の揮発油税以外の国税若しくは滞納処分費に充当された金額を除く。）のうち、その十三分の二に相当する金額はこの法律の規定による地方道路税として、十三分の一に相当する金額は揮発油税として、それぞれ国税収納金整理資金に受け入れられたものとみなす。この場合において、揮発油税に係る過誤納金を還付し、又は充当するときは、その金額の十三分の二に相当する金額は地方道路税の過誤納金として、十三分の一に相当する金額は揮発油税の過誤納金として、それぞれ還付し、又は充当するものとみなす。

14 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第一条中「揮発油税の下に、地方道路税を加える。」
第二十六条第一項中「揮発油税の下に、及び地方道路税を加え、同条第二項に次の後段を加える。」
この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税を徴収するものとみなす。

16 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「揮発油税の下に、地方道路税を、同条第三項中「税目の異なることの金額の下に（控除される税目のうちに揮発油税及び地方道路税があるときは、これらの税目について計算した金額の合算額）を加え、同条第四項に次の後段を加える。」
この場合において、その還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、地方道路税法第十二條第一項及び第四項の規定を準用する。

17 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十四條第二項中「揮発油税、」の下に「地方道路税、」を加える。

18 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条中（昭和二十四年法律第四十四号）の下に「地方道路税法（昭和三十年法律第 号）」を加える。

19 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時

特例に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及び地方道路税法（昭和三十年法律第 号）」に改める。

第七条中「及び揮発油税を、揮発油税及び地方道路税に改める。

第十二条第三項中「及び揮発油税法第五条を、揮発油税法第五条及び地方道路税法第五条に改める。

20 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百九条中「揮発油税、」の下に「地方道路税、」を加える。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及び地方道路税法（昭和三十年法律第 号）」に改める。

第二条第一項中「若しくは揮発油税を、揮発油税若しくは地方道路税に改める。

第四条第二項中「及び揮発油税法第五条を、揮発油税法第五条及び地方道路税法第五条に改める。

第五条第一項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を、

税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

22 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「し、し、纖維品の課税に關する法律（昭和二十九年法律第 号）」を「地方道路税法（昭和三十年法律第 号）」に改める。

第三条第一項中「し、し、纖維品の課税に關する法律を、地方道路税法に改め、同条第二項中「纖維品消費税を、地方道路税に改め、揮発油又は纖維製品を、又は揮発油に改める。

第四条中「し、し、纖維品の課税に關する法律を、地方道路税法に改める。

附則第一項中「及び纖維品消費税、」それぞれ「及び」又は「し、し、纖維品の課税に關する法律」を削る。

輸入品に對する内國消費税の徵收等に關する法律案
輸入品に對する内國消費税の徵收等に關する法律

第一条 この法律は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）、地方道路税法（昭和三十年法律第 号）又は骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）（以下「酒税法等」といふ。）及び國稅規則取締法（明治三十三

年法律第六十七号）の規定において定めるもののほか輸入する物品に對する内國消費税の賦課、徵收及び免除等について定めるものとする。

（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「内國消費税」とは、酒税法等の規定により課される酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税又は骨牌税をいふ。

二 「内國消費税課税物品」とは、酒税法第二条第一項（定義）に規定する酒類、砂糖消費税法第一条課税物件に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条（課税物件）に規定する物品、揮発油税法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第十五条揮発油とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）又は骨牌税法第一条（課税物件）に規定する骨牌をいふ。

三 「保稅地域」とは、關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条保稅地域の種類に規定する保稅地域をいふ。

四 「輸入」とは、關稅法第二条第一号（定義）に規定する輸入をいふ。

（保稅地域以外の場所からの輸入品に對する課税）
第三条 内國消費税課税物品を保稅地域以外の場所から輸入する場合に、その輸入を保稅地域からの

引取とみなして酒税法等の規定を適用する。

（郵便物の内國消費税の納付等）
第四条 内國消費税課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合に、保稅地域からの引取の際の申告書に關する酒税法等の規定は、適用しない。この場合において、税關は、その内國消費税の額を郵政官署に通知しなければならない。

2 郵政官署は、前項の通知を受けたときは、郵便物を交付する前に、その内國消費税の額を名あて人に通知しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取りとする者は、政令で定める場合を除くほか、当該郵便物を受け取る際、印紙をもつてその内國消費税を納付しなければならない。

（保稅運送等の場合の免税及び徵收）
第五条 内國消費税課税物品を關稅法第六十一条第一項（保稅工場外における保稅作業）の規定により保稅工場以外の場所に出し、又は同法第六十三条第一項（保稅運送）の規定により保稅地域から運送する場合に、政令で定めるところにより、その際に課すべき内國消費税を免除する。ただし、第三項の規定の適用がある場合において、この限りでない。

2 税關長（關稅法第七十七条（税關長の権限の委任）の規定によりその権限の一部を委任された税關支署長を含む。以下第十三条において同じ。）は、關稅法第六十一条第二項（保稅工場外の保稅作業の場合

の担保、又は第六十三条第二項（保稅運送の場合の担保）の規定により担保を提供させることができる場合には、当該担保に係る物品に課すべき内國消費税額に相當する担保を提供させることができる。

3 第一項本文の規定の適用を受けた物品について關稅法第六十一条第五項（指定期間の経過による關稅の徵收）又は第六十五条（運送の期間の経過による關稅の徵收）の規定により關稅を徵收する場合に、当該關稅の納稅義務者から、直ちにその内國消費税を徵收する。

（輸入の許可前における引取）
第六条 砂糖消費税法第六条、揮発油税法第十三条及び骨牌税法第九条（未納税品の引取制限）の規定は、關稅法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により内國消費税課税物品を引き取る場合には、適用しない。

2 關稅法第七十三条第一項の規定により引き取る内國消費税課税物品の当該引取により徵收すべき内國消費税は、当該物品について同法第八十二条第二項（納稅の告知）の規定により指定された關稅の納期日において徵收する。

3 前項の規定の適用を受ける物品については、關稅法第七十三条第一項の規定により關稅額に相當する担保を提供する際、当該物品について課すべき内國消費税額に相當する担保を提供しなければならない。

（輸入の許可前における引取）
第六条 砂糖消費税法第六条、揮発油税法第十三条及び骨牌税法第九条（未納税品の引取制限）の規定は、關稅法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により内國消費税課税物品を引き取る場合には、適用しない。

(免稅)

第七條 次の各号に掲げる物品で当該各号に規定する規定により關稅を免除するものについては、政令で定めるところにより、その内國消費稅を免除する。ただし、第三項の規定の適用がある場合においては、この限りでない。

一 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第一号から第四号まで、第七号から第九号まで又は第十三号（無條件免稅）に掲げるもの

二 關稅定率法第十五条第一項第一号から第三号まで又は第九号（特定用途免稅）に掲げるもの

三 關稅定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免稅）に掲げるもの

四 關稅定率法第十七条第一項第一号又は第四号から第十号まで（再輸出免稅）に掲げるもの

2 稅關長は、前項第四号の規定により内國消費稅を免除する場合において、必要があると認めるときは、その免除に係る内國消費稅額に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる物品について關稅定率法第十五条第二項（特定用途免稅物品の用途外使用の場合の徵收）、第十六条第二項（外交官用等免稅物品の用途外使用の場合の徵收）又は第十七条第三項（再輸出免稅物品の用途外使用の場合の徵收）の規定により關稅を徵收する場合に、当該關稅の納稅義務者から、直ちにその内國消費稅を徵收す

る。この場合において、同法第十五条第二項ただし書（愛憎等の場合の輕減）又は第十六条第二項ただし書（減額等の場合の輕減）の規定により關稅を輕減するときは、政令で定めるところにより、これらの規定に準じてその内國消費稅を輕減することができる。

（担保の種類）
第八條 第五條第二項、第六條第三項又は前條第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭
二 國債及び地方債
三 稅關長が確實と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）

四 稅關長が確實と認める保証人の保証
2 前項の担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（担保の処分等）
第九條 第五條第二項、第六條第三項又は第七條第二項の規定により金銭を担保として提供した納稅義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて内國消費稅の納付に充てることとができる。

2 第五條第二項、第六條第三項又は第七條第二項の規定により担保を提供した場合において、納稅義務者が納期限までに内國消費稅を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて内國消費稅に充て、若しくは金銭以外の担保物を國稅滯納処分の場合の財産の処分の例により処分

してその代金をもつて内國消費稅及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して内國消費稅を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徵收すべき内國消費稅及び処分費に充て、なお不足があるときは、納稅義務者の他の財産について滯納処分を行い、また、保証人がその納付すべき内國消費稅を完納しないときは、まず納稅義務者に対して滯納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滯納処分を行う。

4 前項の保証人は、國稅徵收法（明治三十一年法律第二十一号）第三十二條（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納稅者となす。

5 國稅徵收法第七條ノ四第四項（担保物についての國稅の先取權）の規定は、第五條第二項、第六條第三項又は第七條第二項の規定により提供された担保物について準用する。

（違約品の返送の場合の還付）
第十條 輸入した内國消費稅課稅物品の品質又は数量等が契約の内容と相違することによりこれを返送のため輸出する場合において、当該物品につき關稅定率法第二十條（違約品の返送の場合のものとし稅）の規定により關稅額に相当する金額を払いもどすこととなるときは、政令で定めるところにより、

その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

（罰則）
第十一條 偽りその他不正の行為により前條の規定による内國消費稅額に相当する金額の還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金相当額の十倍が五十萬圓をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十萬圓をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

第十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

（犯罪事件の調査及び処分）
第十三條 内國消費稅課稅物品の輸入に係る内國消費稅の犯罪事件の調査及び処分については、稅關長又は稅關職員を稅關局長若しくは稅務署長又は收稅官吏とみなして、國稅犯則取締法の規定（同法第十一條（事物管轄）及び第十二條第一項（土地管轄）の規定を除く。）を適用する。

2 國稅犯則取締法第十一條第五項（先着手した收稅官吏への引継）の規定は、前項の犯罪事件を國稅庁、國稅局又は稅務署の收稅官吏及び稅關職員が発見した場合において準用する。この場合において、「所轄稅務署ノ收稅官吏」とあるのは、「所轄稅務署ノ收稅官吏（稅

關職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄稅關ノ稅關職員）」と、「所轄國稅局ノ收稅官吏」とあるのは、「所轄國稅局ノ收稅官吏（稅關職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄稅關ノ稅關職員）」と読み替へるものとする。

附則
1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 酒稅等ノ徵收ニ關スル法律（明治四十四年法律第四十五号）は、廢止する。

3 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた内國消費稅については、なお従前の例による。

4 旧酒稅等ノ徵收ニ關スル法律第二條の規定の適用を受けた運送及び同條の規定により提供された担保は、第五條第一項の規定の適用を受けた運送及び同條第二項の規定により提供された担保とみなす。

5 第六條第二項の規定は、この法律の施行後に關稅法第七十三條第一項の規定により引き取る内國消費稅課稅物品（物品稅法第一條に規定する物品を除く。）について適用する。

6 物品稅法の一部を次のように改正する。

第十條第四項を削る。
第十條ノ二第一項中「又ハ第四項及び」又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル際」を削り、同條第二項中「又ハ第四項」を削る。

7 前項の規定による改正前の物品税法第十条第四項の規定により提供された担保は、第六条第三項の規定により提供されたものとみなす。

8 酒税法の一部を次のように改正する。

第四十五条中「又はこれら」を「若しくはこれら又は輸入したこれらのもので関税法第六十七條の規定による輸入の許可を受けないもの」に改める。

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ九中「納税ノ告知」を「課税標準ノ決定ノ通知、納税ノ告知」に改める。

第九条第三項及び第三十一條ノ六第一項中「四錢」を「三錢」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 改正後の国税徴収法（以下「新法」といふ。）第九条第三項の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞加算税額について適用する。

ただし、当該延滞加算税額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 前項本文の規定を適用する場合において、新法第九条第三項に規定する滞納税額がこの法律の施行

の際に十萬円未満であるとき（前項ただし書の規定により改正前の国税徴収法第九條第八項又は国税徴収法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第六十三号）附則第三項の規定の適用があるときを除く。）は、当該滞納税額に係る延滞加算税額は、当該延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ、新法第九條第八項及び第九項の規定に準じて政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額による。

4 この法律の施行前に国税徴収法第九條第一項の規定による督促状の指定期限を経過した国税に係る延滞加算税額については、同法第六條の規定による告知の日において、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

5 新法第三十一條ノ六の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

6 次に掲げる法律の規定中「四錢」を「三錢」に改める。

一 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五十四條第一項及び第五十五條第一項
二 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六條の五第五項及び第四十二條第一項
三 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十一條第一項

及び第三項並びに第五十二條第一項第一号及び第二号
四 資産再評價法（昭和二十五年法律第七十七号）第七十七條第一項

五 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四十條第一項

六 砂糖消費税法（昭和三十年法律第三号）第二十八條第一項

七 揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）第十五條の二第二項

八 物品税法（昭和十五年法律第四十号）第十四條第一項

九 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）第十四條第一項及び第十五條第一項

十 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第十一條ノ二第一項

十一 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第十八條第一項

十二 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二條第一項及び第十三條第一項

十三 国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）第二條第二項

十四 資産再評價法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第五十九号）附則第四項

十五 富徴税法を廃止する法律（昭和二十八年法律第六十四号）の二部を次のように改正する。

附則第二項に次のただし書を加える。

ただし、その利子税額を計算する場合にその計算の基礎となる税額に乘ずる割合は、その基礎とな

る税額百円につき一日三錢とする。

8 第六項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定及び前項の規定による改正後の富徴税法を廃止する法律附則第二項の規定は、この法律の施行後に納付し、又は徴収する利子税額又は加算税額について適用する。ただし、当該利子税額又は加算税額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

9 前項本文の規定を適用する場合において、利子税額があわせて課される所得税、法人税又は相続税の未納に係る税額（延納の許可を受けた相続税の税額のうちこの法律の施行の日以後に納期限が到来するものを含む。）が、この法律の施行の際に十萬円未満であるとき（前項ただし書の規定により従前の簡易利子税額表に関する規定の適用があるときを除く。）は、当該税額に係る利子税額は、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、第六項の規定による改正後の同項第一号から第三号までに規定する法律の利子税額に関する規定に準じて政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額とする。

10 この法律の施行前に納税の告知又は督促をした利子税額について、その告知又は督促の日において、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知又は督促をしたものとみなす。

11 第六項第二号又は第十二号の規定による改正後の法人税法第二十六條の五又は関税法第十三條第一項の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

12 次に掲げる法律の規定中「八錢」を「六錢」に改める。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一條第三項

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二條第三項

三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條第一項

四 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條第一項

五 特別災害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第七十六号）第三十條

六 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第八十九條の二第四項

七 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）第二十二條

八 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第七十二條

九 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十七條

十日 雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十五条第一項

十一 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十条第三項

十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項

13 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

砂糖消費税法

砂糖消費税法

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 税率（第九条）

第三章 徴収（第十条―第十四条）

第四章 免税、税額控除、還付等（第十五条―第二十三条）

第五章 納税の担保（第二十四条―第二十七条）

第六章 雑則（第二十八条―第三十四条）

第七章 罰則（第三十五条―第三十九条）

附則

第一章 総則

（課税物件）

第一条 砂糖、糖みつ及び糖水（さとうきびその他の植物から採取し、又は製造した糖汁を含む。以下同じ。）には、この法律により、砂糖消費税を課する。

（砂糖類の区分）

第二条 砂糖、糖みつ及び糖水（以下「砂糖類」という。）は、次のように区分する。

一 砂糖

第一種 糖度（摂氏二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。以下同じ。）八十六度以下の砂糖で、分みつ（操作を加えて糖みつを分離することをいう。以下同じ。）をしないもの。ただし、真空結晶かんによる結晶工程を経たものを除く。

甲類 さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たるに入れて冷却し、そのまま製造場から移出する砂糖（その移出前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限る。）

乙類 甲類の砂糖以外の第一種の砂糖

第二種 第一種及び第三種の砂糖以外の砂糖

第三種 氷砂糖、分みつをした砂糖を原料とする角砂糖、分みつをした棒砂糖その他これらに類する砂糖

二 糖みつ

第一種 氷砂糖を製造する際に生じた糖みつ（以下「氷糖みつ」という。）及び糖度四十度をこえるその他の糖みつ

第二種 第一種の糖みつ以外の糖みつ

三 糖水

第一種 糖度十五度以下の糖水

第二種 第一種の糖水以外の糖水

2 この法律の施行地外で製造された砂糖で、性状によつて第一種の砂糖であるか第二種の砂糖であるかを識別することができないものについては、糖度八十六度以下であつて還元糖の含有量が全重量の百分の七をこえるものを第一種の砂糖とする。

3 この法律の施行地外で製造された砂糖類のうち、その性状によつて第一種の糖みつであるか糖水であるかを識別することができないものは、糖水とする。

（納税義務者）

第三条 砂糖類の製造者は、その製造場から移出する砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

2 砂糖類を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取る砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

（移出又は引取とみなす場合）

第五条 砂糖類が砂糖類の製造場において消費される場合（砂糖類の原料として消費される場合を除く。以下この条において同じ。）には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造者がその消費の時に当該砂糖類をその製造場から移出するものとみなす。ただし、砂糖類の消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその製造場から引き取るものとみなす。

2 砂糖類が保税地域において消費される場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一条第一項（保税工場外における保稅作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された砂糖類が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

（製造等とみなす場合）

第六条 販売のために砂糖又は糖みつに加工して種別又は類別の異なる砂糖又は糖みつとする場合には、当該加工を製造とみなして、この法律を適用する。

2 砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するときは、当該砂糖類については、なおその場所を砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

（移出及び引取の制限）

第七条 第十條第三項、第十五條第一項、第十六條第一項又は第十八條第一項の承認があつた場合及び第十四條、第十九條、第二十條第一項又は第二十一條第四項の規定に該当する場合を除き、砂糖消費税が納付される前においては、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つてはならない。

（適用除外）

第八条 砂糖類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供する砂糖類のみを製造するものには、当該砂糖類については、この法律（第三十条を除く。）を適用しない。

2 次に掲げる糖みつ又は糖水については、この法律（糖水については、第二十二條及び第二十九條）の規定に準じて第二十九條の規定に準じて保税規則を除く。）を適用しない。

一 税務署長又は税関長の承認を受けた方法により飲食することのできない処置を施した糖みつ

二 糖水のうち、その原料である砂糖類がすべて課税済の砂糖類（製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類のうち、第十五條第一項の規定により当該移出若しくは引取に係る砂糖消費税を免除された砂糖類及び当該砂糖類のみを原料として製造した砂糖類で現に同項の承認に係る移出先又は引取先にあるもの並びに第十九條の規定により当該移出に係る砂糖消費税を免除されたもの以外の

ものをいう。以下同じであるもの。ただし、本文に規定する糖水以外の砂糖類を製造する者が製造するものを除く。

第二章 税率

(税率)

第九条 砂糖消費税の税率は、砂糖類の区分に応じ、百斤につき、次に掲げる金額とする。

一 砂糖

第一種

甲類 四百円

乙類 千七百五十円

第二種 二千八百円

第三種 三千五百五十円

二 糖みつ

第一種 千五百五十円

第二種 四百二十円

三 糖水

第一種 四百円

第二種 二百五十円

2 糖度六十五度をこえる水糖みつは、前項の規定の適用については、第二種の糖水とみなす。

第三章 徴収

(移出重量等の申告)

第十条 砂糖類の製造者は、その製造場から砂糖類を移出しようとする場合(当該移出に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除く)には、あらかじめ、移出の日時、移出する砂糖類の種類(第一種の砂糖については、種別及び類別、以下同じ)及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 砂糖類を保税地域から引き取りとする者は、当該引取に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取る砂糖類の種類及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

3 第一種甲類の砂糖を製造する者(その他の砂糖を製造しない者に限る)で、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたものについては、第一項の規定は、適用しない。この場合においては、毎月その製造場から移出した砂糖類(当該移出に係る砂糖消費税を免除されたものを除く)の種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前項の承認は、製造場ごとに行うものとし、取締上必要があると認められる場合には、有効期間を附して行うことができる。

(移出重量等の決定通知)

第十一条 前条第一項、第二項又は第三項後段の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された砂糖類の種別又は種別ごとの重量が税務署長又は税関長において調査したところと異なるときは、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該砂糖類の種別又は種別ごとの重量を決定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

(移出重量の算定の特例)

第十二条 砂糖が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によつて取引されるものである場合において、その包装の種類、包装に表示された重量及び包装時における収容重量が政令で定めるところに該当するときは、その表示重量を、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時における当該砂糖の重量とみなす。

(納期)

第十三条 製造場から移出する砂糖類に係る砂糖消費税は、税務署長が、その移出の際徴収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る砂糖類に係る砂糖消費税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところにより砂糖消費税の税額に相当する担保が提供された場合には、三月(前条第一項ただし書の場合には、一月)以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除、還付等

(未納税移出及び未納税引取)

第十五条 次に掲げる場合において、当該砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取り

とする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第六項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 砂糖類の製造者が砂糖類を砂糖類の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二 砂糖類の製造者がその製造する砂糖類の原料とする砂糖類を保税地域から自己の砂糖類の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三 砂糖類の製造者が第十八条第一項各号に掲げる物品の原料となる砂糖類を当該物品の製造場へ移出する場合

四 第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とするため砂糖類を保税地域から自己の当該物品の製造場に引き取る場合

五 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長(当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない

場合においては、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る砂糖類の移出先又は引取先が課税済の砂糖類を原料とする物品(砂糖類を含む)の製造場又は課税済の砂糖類の蔵置場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められる場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定により砂糖消費税を免除された砂糖類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にその砂糖類を移入した者が砂糖類の製造者でないときは、これを砂糖類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 砂糖類を輸出する目的で製造場から移出し、又は保税地域

から引き取りとする場合において、当該製造者又は当該砂糖類を保稅地域から引き取りとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄稅務署長又はその保稅地域の所在地の所轄稅關長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費稅を免除する。ただし、第四項又は第三十六條第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2 稅務署長又は稅關長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相當の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十四條第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、稅務署長又は稅關長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し又は引き取つた砂糖類について、第二項の規定により稅務署長又は稅關長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその砂糖消費稅を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該稅務署長又は稅關長の承認を受けた場合には、その砂糖消費稅を免除する。

5 第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保稅地域から引き取つた者は、当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄稅務署長又はその保稅地域の所在地の所轄稅關長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(免稅砂糖類の表示)

第十七條 稅務署長又は稅關長は、第十五條第一項又は前條第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認の申請者に対し、当該承認に係る砂糖類である旨をその砂糖類の包装に表示することを命ずることができる。

(特定用途免稅)

第十八條 次に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五條の規定の適用がある場合（第二十條第一項又は第二十一條第四項の規定に該当する場合を除く。）において、当該物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄稅務署長（第五條第二項の規定の適用がある場合には、所轄稅關長）の承認を受けて、当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費稅を免除する。ただし、第五項又は第三十六條第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの

二 育児食（乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。）

三 輸出入の菓子及び果物のかんづめその他政令で定める輸出品

四 その他政令で定める物品

2 前項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について同項の承認を申請した者が第二十四條第一項第三号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、稅務署長又は稅關長は、その承認を与えてはならない。

3 稅務署長又は稅關長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した同項各号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と區別して蔵置し、並びに同項各号に掲げる物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

4 稅務署長又は稅關長は、第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について同項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相當の期限を指定して、当該承認に係る物品が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

5 第一項の承認を受けて製造した同項第三号に掲げる物品について、前項の規定により稅務署長又は稅關長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちに、当該物品の原料に供した砂糖類に係る砂糖消費稅を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した当該物品につき、政令で定める手続により、当該稅務署長又は稅關長の承認を受けた場合は、その砂糖消費稅を免除する。

6 第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者は、当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行つた稅務署長又は稅關長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(自家用免稅)

第十九條 第一種甲類の砂糖の製造者（法人を除く。）が自己又は同居の親族の用に供するためその製造場から移出する第一種甲類の砂糖（政令で定めるところにより算出した重量の限度内のものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該移出に係る砂糖消費稅を免除する。

(課稅済の砂糖類により製造した砂糖類の免稅又は差額課稅)

第二十條 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄稅務署長の承認を受けて、課稅済の砂糖類（当該製造場にもどし入れた砂糖類で次条第五項の確認を受けたものを除く。以下第五項において同じ。）のみを

原料として第一種若しくは第二種の砂糖、糖みつ又は糖水を製造した場合において、当該砂糖、糖みつ又は糖水をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費稅を免除する。

2 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄稅務署長の承認を受けて、課稅済の砂糖類のみを原料として第三種の砂糖を製造した場合には、当該砂糖をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費稅の稅率は、第九條の規定にかかわらず、水砂糖について、は、百斤につき二百五十圓、その他の第三種の砂糖については、百斤につき七百五十圓とする。

3 稅務署長は、前二項の承認の申請があつた場合において、当該砂糖類の製造場が課稅済の砂糖類以外の砂糖類を原料とする砂糖類の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 砂糖類の製造者は、第一項の承認を受けて製造した砂糖類をその製造場から移出した場合には、同一月中に移出した当該砂糖類の種類及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

5 第十八條第三項の規定は、第一項又は第二項の承認を与える場合について準用する。

(もどし入れの場合の砂糖消費税の控除等)

第二十一条 砂糖類の製造者がその製造場から移出した砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出した砂糖類を除く)を当該製造場にもどし入れた場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、その者が当該もどし入れの時以降に徴収されるべき砂糖消費税額から当該砂糖類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除く)のとし、当該砂糖消費税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

一 当該砂糖類を原料として砂糖を製造することにつき前条第一項又は第二項の承認を受けた場合
二 当該砂糖類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項本文の適用があつた場合
三 当該砂糖類が当該製造場からの移出につき適用された税率と異なる税率が適用される砂糖類となつて他の砂糖類の製造場から移出されて当該製造場にもどし入れられた場合

2 他の砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を除く)を砂糖類の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く)。

において、当該砂糖類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税額から、当該砂糖類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除く)のとし、当該砂糖消費税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下この項において「課税済額」という。)に相当する金額を控除する。この場合において、その移入した製造場からの移出に係る砂糖消費税を第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定により免除されるとき、又は砂糖類が当該他の製造場からの移出若しくは保税地域からの引取につき適用された税率よりも低い税率が適用される砂糖類となつて移出されたため、なお控除すべき不足額があるときは、当該砂糖類の製造者が当該移出の時以降に徴収されるべき他の砂糖消費税額から、それぞれその課税済額に相当する金額又はその不足額を控除する。

3

前二項の場合において、砂糖類の製造の廃止その他の理由により、砂糖類をもどし入れ、又は移出した時以降に徴収されるべき砂糖消費税額がないとき、又は徴収されるべき砂糖消費税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は不足額を還付する。

4 前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を製造場にもどし入れ、又は移入した場合において、当該砂糖類をその製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

5 砂糖類の製造者が第一項若しくは第二項の規定による控除又は前項の規定による免除を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移入に係る砂糖類の種別及び種別ごとの重量を記載した書類並びに当該砂糖類につき徴収された、若しくは徴収されるべき砂糖消費税額又は当該砂糖類につき前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けたことにつき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

6 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならぬ。

第二十二條 第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第五項において同じ。)の承認を受けて、課税済の砂糖類(第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる当該物品の製造場にもどし入れた砂糖類

で、前条第五項の確認を受けたものを除く)を原料に用いて当該物品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した砂糖類につき第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額を当該製造者が納付したものとみなして、当該税額に相当する金額をその者に還付する。

2 課税済の砂糖類をその原料に供して製造した第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出した者に対しては、政令で定めるところにより、当該物品に含まれているしよ糖の重量に應じ、百斤につき二千八百円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税をその者が納付したものとみなして、当該金額を還付する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該物品の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料に供する当該物品の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、原料に供する砂糖類及びこれを原料に供して製造した第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の承認に係る物品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、当該物品が製造されたこと並びに当該物品の原料に供した砂糖類の種別及び種別ごとの重量の確認を受けなければならない。

6 第二項の規定による還付を受けようとする者は、第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出する際、当該物品に含まれているしよ糖の重量の検定を受けなければならない。

(砂糖の引取とみなす場合)
第二十三條 輸出した第十八条第一項第三号に掲げる物品で、その製造者が同項の規定により当該物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除されたもの又はその輸出者が前条第二項の規定による還付を受けたものが、本邦にもどされ、これを保税地域から引き取る場合において、当該物品について関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条第十号(無条件免税)本文の規定の適用があるときは、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

第五章 納税の担保
(担保の提供)
第二十四條 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

第二十四條 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

第二十四條 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

第二十四條 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合 二 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて輸出する目的で砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合 三 第十八条第一項第三号に掲げる物品の製造者が同項の承認を受けて当該物品の原料として砂糖類を消費する場合 2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、砂糖消費税の保全のために必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、砂糖消費税につき担保の提供を命ずることができる。 3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項、第十六条第二項又は第十八条第四項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項、第十八条第五項若しくは第三十六条第二項の規定により砂糖消費税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。 4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。 5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。	(担保の種類) 第二十五条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。 一 金銭 二 国債及び地方債 三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。) 四 土地 五 火災保険に附した建物 六 工場財団 七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める保証人の保証 八 その他政令で定めるもの (担保の変換) 第二十六条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。 (担保の処分等) 第二十七条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて砂糖消費税の納付に充てることができる。 2 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を	納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて砂糖消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて砂糖消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して砂糖消費税を納付させる。 3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき砂糖消費税及びその処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき砂糖消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。 4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。 5 国税徴収法第七條ノ四、第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。 第六章 雑則 第二十八条 砂糖消費税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條(納税の告知)の規定による指定納期日(第十四条の規	定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日)までに砂糖消費税額を完納しないときは、その未納に係る砂糖消費税額に対し、当該納期日(納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合)には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日とし、同項の規定により砂糖消費税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項ただし書に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。)の翌日から当該砂糖消費税額を納付する日までの日数に依り、百円につき一日四銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、砂糖消費税額にあわせて徴収する。 2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る砂糖消費税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額は、同項の未納に係る砂糖消費税額からその一部納付に係る砂糖消費税額を控除した額による。 3 利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該砂糖消費税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。 4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。	5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した砂糖消費税額が同項の未納に係る砂糖消費税額に達するまでは、その納付した税額は、当該砂糖消費税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条(公売代金等の充当又は配分)の規定の適用を妨げない。 (兼業の制限) 第二十九条 砂糖類の製造者(第八条第二項第二号に掲げる糖水のみを製造する者を除く。)が砂糖類の販売業(その製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。)又は砂糖類を原料に供する物品(砂糖類を除く。)の製造を行う場合には、砂糖類の製造場(第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所を除く。)以外の場所においてしなければならない。 (製造の開廃等の申告) 第三十条 砂糖類を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合)には、所轄税関長。以下第二項において同じ。)に申告しなければならない。砂糖類の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。 2 砂糖類の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。
--	---	---	--	--

(記帳義務)

第三十一条 砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者は、政令で定めるところにより、砂糖類又は当該物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。

(申告義務等の承継)

第三十二条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括受遺者を含む)の次に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第十条第三項、第二十条第四項又は第三十条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務(移出重量の確認等)

第三十三条 税務署又は税関の当該職員は、製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類を实地に検査し、その種別及び種別ごとの重量を確認する。ただし、取締上支障がないと認めるときは、实地検査を省略することができる。

2 税務署又は税関の当該職員は、前項の实地検査をした場合には、当該砂糖類の包装に、その旨を表示することができる。

(当該職員の権限)

第三十四条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という)は、砂糖消費税に

関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する砂糖類若しくは当該物品、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 砂糖類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る砂糖類(第二十三条の規定の適用がある場合における同類に規定する物品を含む)を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する砂糖類若しくは第十八条第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の砂糖類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、砂糖消費税に関する調査について必要がある場合には、砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の砂糖類又は当該物品の製造若しくは取引に関する参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取する見本に関しては、第三条、第七条及び第十三条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により砂糖消費税を免かれ、又は免かれようとした者

二 第七条の規定に違反して砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた者

三 偽りその他不正の行為により第二十一条第三項又は第二十二

条第一項若しくは第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る砂糖類に対する砂糖消費税又は還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 第十条第三項の承認を受けた者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該砂糖消費税に

係る砂糖類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項ただし書の規定にかかわらず、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

4 第一項第二号の場合において、製造場から引き取られた砂糖類につきその製造者に納税義務がないときは、犯人から、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条第一項、第二項又は第三項後段の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二 第十五条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者

で、当該砂糖類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十六条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し又は保税地域から引取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該砂糖類を消費し、又は譲り渡した者

四 第十八条第一項の承認を受けた者で、砂糖類を当該承認に係る用途以外の用途に供したもの

五 第十八条第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者で、同条第六項の規定に違反して当該物品を消費し、又は譲り渡した者

2 前項第二号、第三号若しくは第五号の場合においては、第十五条第六項本文、第十六条第四項本文又は第十八条第五項本文の規定

にかかわらず、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合は、この限りでない。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十七条の規定により命ぜられた表示をしなかつた者

二 第十八条第三項(第二十条第五項において準用する場合を含む)の規定により命ぜられた書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

三 第二十条第四項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十九条の規定に違反して砂糖類の販売業又は砂糖類を原料とする物品の製造を行つた者

五 第三十条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第三十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第三十四条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条 第三十五条第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及

び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十五条から第三十七条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 改正前の砂糖消費税法（以下「旧法」という。）第五条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収若しくは免除又は当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡すことについての承認については、なお従前の例による。

4 旧法第七条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

5 旧法第八条の規定による申告をしてこの法律の施行の際現に砂糖類を製造している者は、改正後の砂糖消費税法（以下「新法」という。）第三十条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

6 旧法第十一条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に製造場にもどし入れた砂糖類が、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第二十一条第一項中「もどし入れの時以降」とあるのは「この法律の施行の日以降」と読み替えて、同項の規定を適用する。

8 旧法第十二条第二項の承認を受けて製造した砂糖類で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第一項の承認を受けて製造したものとなし、旧法第十二条第二項の規定の適用を受けて製造場から引き取つた砂糖類は、新法第二十条第一項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとみなす。

9 この法律の施行前に課税済の砂糖類である第二種の砂糖を原料として製造した第三種の砂糖（以下「課税済原料による第三種の砂糖」という。）で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第二項の承認を受けて製造したものとなし、この法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた課税済原料による第三種の砂糖は、新法第二十条第二項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとみなす。

10 この法律の施行前に課税済の砂糖類を原料に供して製造した旧法第十一条第一項第三号に掲げる物の

品の製造者又は輸出者に対する砂糖消費税に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 当分の間、第一種甲類の砂糖の製造及び移出に用いる容器として、たるに代えて箱、かんその他の容器を使用することができ、

13 関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号。以下「関税定率法改正法」という。）附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される第一種の砂糖で、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たる、箱、かんその他の容器に収容して冷却し、そのまま製造場から移出されたものであると認められるものは、当分の間、第一種甲類の砂糖とみなして、この法律を適用する。

14 当分の間、関税定率法改正法附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される菓子その他の砂糖類以外の飲食物で、しよ糖の含有量が全重量の百分の五十をこえるものを保税地域から引き取る場合には、当該輸入品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

15 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「砂糖消費税」を削る。

第二十五条の三を削る。

16 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「砂糖消費税法第三十条第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水」を「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」に改め、同条第二項中「酒税法第三十条第一項」の下に「砂糖消費税法第二十一条第一項」を加える。

第八条中「酒税」の下に「砂糖消費税」を、「請求の下に（砂糖消費税については、砂糖消費税法第十条第三項の規定による申告に限る。）」を加える。

第九条中「酒税」の下に「砂糖消費税（砂糖消費税法第十三条第一項ただし書の規定により納付すべきものに限る。）」を加える。

17 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第十三号）」に改める。

所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第十三号）」に改める。

19 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）」を「砂糖消費税法（昭和三十年法律第 号）」に改める。

第五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該物品につき既に砂糖消費税法第五条第三項（引取とみなす場合）の規定の適用があつた場合における砂糖消費税については、この限りでない。

第六条第一項中「砂糖消費税法第六号」を「砂糖消費税法第七号」に改める。

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年度における国債整理

基金に充てるべき資金の繰入の特例
に関する法律（昭和二十八年法律第
百号）の一部を次のように改正す
る。

本則中「昭和三十年四月一日から
同年五月三十一日までの間」を「昭和
三十年度に改める」。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

租税特別措置法等の一部を改正す
る法律案

租税特別措置法等の一部を改正
する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和二十
一年法律第十五号）の一部を次の
ように改正する。

第二条の二第一項を次のように
改める。

昭和三十年七月一日から昭和
三十二年三月三十一日までの間
に支払を受けるべき所得税法第
九条第一号に規定する利子所得
（以下利子所得という。）（無記名
の公債及び社債並びに無記名の
貸付信託（貸付信託法第二条第
一項に規定する貸付信託をい
う。以下同じ。）及び証券投資信
託（証券投資信託法第二条第一
項に規定する証券投資信託をい
う。以下同じ。）の受益証券につ
き受ける利子所得については、
当該期間中に支払を受けたも
の。以下本条において同じ。）に
ついては、所得税を課さない。

第二条の二第四項中「第一項及
び第二項」を「前項」に改め、同条
第二項及び第三項を削る。

第二条の三第一項中「利子所得」
の下に「（前条第一項の規定の適用
を受けるものを除く。以下本条に
おいて同じ。）を加え、前条及び」
を削り、同条第二項中「前条第二
項及び」を削り、同条第三項中「前
条第三項及び」を削る。

第二条の四「昭和二十九年四月
一日から昭和三十年六月三十
日」を「昭和三十年七月一日から昭
和三十二年三月三十一日」に、「百
分の十五」を「百分の十」に改め
る。

第二条の五第一項中「昭和二十
九年四月一日から昭和三十年六月
三十日」を「昭和三十年七月一日か
ら昭和三十二年三月三十一日」に
改め、同条第三項中「第一項の規
定の適用を受ける証券投資信託」
を「前項の規定の適用を受ける証
券投資信託」に改め、同条第二項
を削る。

第五条の六第三項中「申告書」の
下に「又は同法第二十三条の規定
による申告書で同法第十八条から
第二十一条までに規定する事項を
記載したもの」を加える。

第五条の十第四項中「第十八条
から第二十一条までの申告書」の
下に「又は同法第二十三条の規定
による申告書で同法第十八条から
第二十一条までに規定する事項を
記載したもの」を加える。

第七条の六第一項各号列記以外
の部分中「昭和三十一年まで」を
「昭和三十一年まで」に改め、「と
し、昭和三十一年については、一
月一日から七月三十一日までの
間」を削り、「百分の五十」を「百分

の八十」に改め、同項第一号中「輸
出」の下に「（対価の支払が日本政
府においてなされるものを除く。
以下本条及び第七条の七におい
て同じ。）」を加え、同条第二項第二
号中「及び発電用の水圧鉄管」を
「発電用水圧鉄管、油井管及び送
油管、鉄道用又は軌道用の軌条、
送電用の裸より線並びに送電用又
は通信用のケーブル」に改め、同
条第七項中「昭和三十一年七月三
十一日」を「昭和三十一年十二月三
十一日」に改める。

第七条の七第一項中「昭和三十
一年七月三十一日」を「昭和三十
二年七月三十一日」に、「同年七月三
十一日」を「同年十二月三十一日」
に、「百分の五十」を「百分の八十」
に改め、同条第五項中「昭和三十
一年七月三十一日」を「昭和三十
二年七月三十一日」に改める。

第八条の五に次の一項を加え
る。

中小企業等協同組合法の規定
による事業協同組合又は協同組
合連合会（同法第七十七条第一
項第一号に掲げる事業を行う協
同組合連合会を除く。）で左の各
号のいずれにも該当するものが、
第二号に規定する確認を受け
た日の属する事業年度から同
号に規定する整備計画が完了す
ることとなる日までの属する
事業年度までの各事業年度にお
いて、その所得の全部又は一部
を留保したときは、その留保し
た金額については、当該事業年
度の所得に対する法人税は、こ
れを課さない。ただし、当該事

業年度前の事業年度において当
該整備計画の目標を達成してい
る場合又は当該事業年度開始の
日における積立金額が同日にお
ける出資総額の四分の一に達し
ている場合には、この限りでな
い。

一 当該事業協同組合又は協同
組合連合会の昭和三十年四月
一日における有形固定資産及
び無形固定資産並びに貸付金
（弁済期が昭和三十一年四月
一日以後であるものに限る。）
の帳簿価額の合計額が昭和三十
年四月一日における出資総
額、資本積立金額（法人税法
第九条の六第二項第一号に
規定する資本積立金額をい
う。）、再評価積立金額及び積
立金額並びに借入金（弁済期
が昭和三十一年四月一日以後
であるものに限る。）の金額の
合計額（昭和三十年四月一日
において繰越欠損金があると
きは、その繰越欠損金の額を
控除した金額）をこえるこ
と。

二 当該事業協同組合又は協同
組合連合会が、企業合理化促
進法第十二条の規定による勧
告に基いて前号の超過額を昭
和三十五年三月三十一日まで
に解消するための整備計画を
樹立し、及び昭和三十一年六
月三十日までその整備計画
が当該勧告の旨を達成するた
めに必要かつ適当であること
について当該勧告をした者の

確認を受けたものであるこ
と。

第九条の二第二項中「前項」を
「前二項」に改め、同条第一項の次
に次の一項を加える。

地方公共団体、住宅金融公
庫、日本住宅公団又は家屋を建
設して譲渡することを業とする
命令で定める者が昭和三十年七
月一日から昭和三十三年十二
月三十一日までの間に新築した住
宅の用に供する家屋で命令で定
めるものをこれらの者から取得
した場合の所有権の取得の登記
については、命令の定めるところ
により、当該期間内に登記を
受けるものに限り、その登記の
登録税の額は、登録税法の規定
にかかわらず、当該家屋の価格
の千分の一とする。

第九条の二に次の一項を加え
る。

地方公共団体が昭和三十年七
月一日から昭和三十三年十二
月三十一日までの間に新築した住
宅の用に供する家屋で命令で定
めるものの所有権の保存の登記
については、当該期間内に登記
を受けるものに限り、登録税を
課さない。第一項後段の規定
は、この場合について、これを
準用する。

第九条の六を次のように改め
る。

第九条の六 昭和三十年七月一日
において現に存する法人（当該
法人の合併法人で同日後設立し
たものを含む。）が昭和三十年七
月一日から昭和三十一年一月三

十一日までの間に資本（出資を含む。以下本条において同じ。）の増加を行つた場合において、当該法人が当該資本の増加を行つた際において営む主たる事業が第五条の十一第一項第一号に規定する事業であるときは、当該資本の増加の登記については、第十條又は登録税法第六條第一項第十号本文の規定に該当する場合を除き、命令の定めるところにより、その登記の登録税の額は、同法の規定にかかわらず、その増加した資本の金額の千分の一・五とする。

第十四條第一項中「又は土地の上に存するその他の物件」を「若しくは土地の上に存するその他の物件又は同法第九條の規定の適用を受けるその他の資産」に改め、「補償金を取得する場合」の下に「土地等の買取の申出を拒むときは土地取用法等の規定により取用されることとなる場合において当該土地等を買ひ取られ対価を取得する」とを含む。以下第十五條第一項において同じ。を、「当該補償金」の下に「当該土地等を取用することができる者により買ひ取られた場合における当該土地等の対価を含む。以下第十五條第二項第一号において同じ。」を、「取用を受け」の下に「又は買ひ取られ」を加え、同条第二項中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地若しくは土地の上に存する権利」に、「又は土地改良法」を「若しくは土地改良法」に、「換地処分又は」を「換地処分若しくは」に、「第四條」を「第四

條第一号若しくは第二号」に改め、「補償金」の下に「当該土地等を取用することができる者により買ひ取られた場合における当該土地等の対価を含む。以下第十五條第一項において同じ。」を、「取用を受け」の下に「又は買ひ取られ」を加え、同条第五項中「保安林整備臨時措置法の規定に基き買ひ入れられ若しくは買ひ取られ」を「保安林整備臨時措置法第四條第一号若しくは第二号に掲げる森林等に該当する土地等が同条の規定に基き買ひ入れられ若しくは同法第六條の規定に基き土地等が買ひ取られ」に、「補償金の額」を「補償金（当該土地等を取用することができる者により買ひ取られた場合における当該土地等の対価を含む。以下第十五條第一項において同じ。）の額」に、「取用を受けた資産」を「取用を受け又は買ひ取られた資産」に改める。

第十五條第一項中「又は保安林整備臨時措置法の規定に基き買ひ入れられ若しくは買ひ取られ」を「当該土地等が買ひ取られ」に改め、同条第二項第一号中「又は当該土地等の買入若しくは買取に因り取得する対価の額」を削り、同条第三項中「土地、土地の上に存する権利又は立木を、土地等」に、「前條第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合」を「前條第二項に規定する換地処分若しくは交換又は同条第五項に規定する買取、買入若しくは買取があつた場合」に、「換地処分又は交換があつ

た日」を「換地処分若しくは交換又は買取、買入若しくは買取があつた日」に、「当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」を「当該換地処分若しくは交換に因り取得する清算金の額、当該買取に因り交付を受ける補償金の額又は当該買入若しくは買取に因り取得する対価の額」に改める。

第二十一條第一項中「昭和三十一年十二月三十一日」を「昭和三十一年六月三十日」に改め、「貸家の用」の下に「（その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下本条及び第二十一條の二において同じ。）」を加え、同条第二項中「昭和三十一年十二月三十一日」を「昭和三十一年六月三十日」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 個人が、昭和三十一年七月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令で定める家屋を取得して、これを貸家の用に供したときは、その貸家の用に供した日以後五年間、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該家屋について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百（当該家屋についてその取得の時に同法の規定により定められていて耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百）に相当する金額を、同法第九條第三号又は第四号に規定する所得の計算上必要な経費に算入す

る。第五條の五第二項の規定は、この場合について、これを準用する。

法人が、昭和三十一年七月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令で定める家屋を取得して、これを貸家の用に供したときは、その貸家の用に供した日以後五年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該家屋の償却範囲額は、その貸家の用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該家屋の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額の百分の二百当該家屋についてその取得の時に同法の規定により定められていて耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百）に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五條の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替へるものとする。

第二十三條の二を削る。

第二十七條中「昭和二十八年八月七日から昭和二十九年七月三十一日」を「昭和三十年七月一日から

昭和三十三年三月三十一日」に改める。

（有価証券取引税法の一部改正）
第二條 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二號）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和三十一年七月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 昭和三十一年六月三十日までに支払を受けるべき所得税法（昭和二十二年法律第二十七號）第九條第一号に規定する利子所得（無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付信託（同法第七條第二項に規定する貸付信託をいう。）及び証券投資信託（同法第七條第三項に規定する証券投資信託をいう。）以下同じ。）の受益証券につき受ける利子所得については、同日までに支払を受けたもの）に対する所得税については、なお従前の例による。

3 昭和三十一年六月三十日までに支払を受けるべき所得税法第九條第二号に規定する配当所得（無記名株式の配当又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益の分配については、同日までに支払を受けたもの）及び同日までに支払を受けるべき証券投資信託（元本の追加信託をなしうるものを除く。）の信託期間中に分配される収益に対する所得税については、なお従前の例による。

4 改正後の租税特別措置法第七條の六（輸出取引の範囲に關する部分を除く。）及び第十四條の規定は、昭和三十年分の所得税から適用し、昭和二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

5 改正後の租税特別措置法第七條の七（輸出取引の範囲に關する部分を除く。）及び第十五條の規定は、法人の昭和三十年七月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

6 改正後の租税特別措置法第七條の六及び第七條の七の規定中輸出取引の範囲に關する部分は、昭和三十年七月一日以後に行われた取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。

7 改正前の租税特別措置法第九條の六の規定は、昭和三十一年六月三十日まで、なおその効力を有する。

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第一條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。
第四條中「其ノ他ノ諸費」の下に「並ニ同事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。

第六條中「健康勘定ヨリノ受入金」の下に「日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ日雇健康勘定ヨリノ受入金」を加える。
第九條中「健康勘定及年金勘定」を「健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定」に改める。
第十一條第二項中「保険給付費」の下に「及保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。
第十八條ノ五の次に次の一條を加える。

第十八條ノ六 政府ハ本會計ノ健康勘定ノ歳入不足ヲ補填スルタメ必要アルトキハ昭和三十年年度以降七箇年度毎年度一般會計ヨリ十億圓ヲ限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

（船員保險特別会計法の一部改正）
第二條 船員保險特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。
第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十六條 政府は、この會計の保險給付費のうち療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分焼費、出産手当金、育児手当金、配偶者分焼費、葬祭料及び家族葬祭料に要する費用（船員法の規定による災害補償に相当するものに要する費用を除く。）の財源の一部に充てるため、必要があるときは、昭和三十一年度以降六箇年度間、毎年度、一般會計から二千五百万円を限り

この會計に繰り入れることができる。
前項の規定により一般會計からこの會計に繰入が行われた場合においては、第十五條の二中「一般會計から受け入れた金額」とあるのは、「一般會計から受け入れた金額（第二十六條の規定による受入金を除く。）」と読み替えるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年年度の予算から適用する。

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律

開拓者資金融通特別会計法（昭和二十二年法律第七号）の一部を次のように改正する。
第二條中「一時借入金の利子」の下に「事務取扱費」を加える。
第三條第一項中「政府は、必要な額を限度として」を「必要があるときは、」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の規定による公債及び借入金金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。
第四條中「公債及び借入金の償還金」の下に「並びに貸付金」を加える。
第七條第一項及び第三項中「大蔵省預金部」を「資金運用部」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項の規定による一時借入金又は繰替金の限度額については、

予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。
第八條中第二項を削り、同條第三項中「貸付金の償還金及び第一項の規定による繰入金金を以て公債及び借入金の償還金を支弁するに不足する金額と」を削り、「一時借入金の利子」の下に「事務取扱費」を加え、「との合計額」を削る。
第九條を次のように改める。

第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予算計算書
二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
四 前年度及び当該年度の貸付計画及び償還予定表
五 前前年度末現在の第三條の公債又は借入金の発行額又は借入額及び償還額表

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。

2 改正後の開拓者資金融通特別会計法（第二條を除く。）の規定は、昭和三十年年度の予算から適用する。
昭和三十年年度の予算から適用する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました昭和二十八年度、昭和二十九年及び昭和三十年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案外七法律案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

まず昭和二十八年度、昭和二十九年及び昭和三十年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年度及び昭和二十九年におきましては、國債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例といたしまして、國債の元金償還に充てるため一般會計から繰り入れるべき金額は、財政法第六條の規定による前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額にとり、國債整理基金特別会計法第二條第二項の規定による前年度初め國債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないものとするとともに、日本國有鉄道及び日本電信電話公社が日本國有鉄道法施行法第九條または日本電信電話公社法施行法第八條の規定により政府に対し負う債務の償還元利金は、國債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般會計から繰り入れがあらたものとみなす特別の措置が講ぜられました。また、昭和三十年年度の四、五月分の暫定予算の期間中におきましては、さきに御審議を経て成立いたしました國債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律第一條の規定により、暫定的に、これらの措置が引き続いて講

ぜられてきたのでありますが、昭和三十年度につきましても、財政の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるため、年度を通じて右と同様の措置を講ずることが適当であると認め、さきに提出いたしました昭和三十年度の本予算にあわせて所要の法的措置をはかることとしたそうとするものであります。

次に、地方道路税法外三法律案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、国民生活の安定及び資本蓄積の促進に資する等のため、所得税及び法人税の軽減合理化をはかることとし、さきに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提案したのであります。また、さらに道路整備五カ年計画の実施に伴う地方道路財源の充実はかかるため地方道路税を創設するとともに、現下の経済情勢等に応じて砂糖消費税法の全文の改正、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する規定の整備及び延滞加算税額等の率の引き下げを行うこととし、ここに関係法律案を提出することといたした次第であります。以下、順次各法律案についてその大要を申し上げます。

まず、地方道路税法案におきましては、国の道路整備五カ年計画の実施に伴う地方団体の道路整備所要財源の増加等の状況に対処するため、都道府県等の道路財源に充てることを目的として、製造場または保税地域から揮発油を引き取る者、その他揮発油税を徴収されることとなる者に対し、揮発油一キロリットルにつき四千円の税率の地方道路税を課することとしたのであります。

す。もともと、この地方道路税の創設に伴い、揮発油税の現行税率一キロリットルにつき一万三千円を一万一千円に引き下げることとしておりますので、揮発油税及び地方道路税の総合負担は、揮発油一キロリットルにつき一万五千円となり、現行より二千円の増加となりますが、揮発油税及び地方道路税の収入が道路整備の費用に充てられること等の事情を考慮し、さらに、最近における地方財政の状況、特に道路費の増加の地方負担に及ぼす影響等に顧みれば、地方道路財源充実にこの程度の増徴もやむを得ないと考えている次第であります。

地方道路税は、同じく揮発油の引き取り等に対して課される揮発油税にあわせて徴収し、またはあわせて還付もしくは充当を行う等、できるだけ徴収手続が複雑とならないよう所要の規定を設けております。

なお、地方道路税収入の全額は、都道府県等に譲与されるわけであり、その譲与に関する法律は、別途御審議をお願いすることとなっております。

次に、砂糖消費税法案について御説明申し上げます。

この法案は、最近における税法の立法例にならば、砂糖消費税法の全文を口語体に改めつつ、所要の規定を整備し、その明確化をはかるとともに、その内容についても若干の改正を行おうとするものであります。今、そのおもな点について説明いたします。第一、たる入り黒糖及びたる入り白下糖以外の含蜜糖については、糖度区分による大幅な税率の差異に伴う人為的な品質の低下等を是正するとともに、

含蜜糖の適正な税負担を実現するため、従来、糖度が八十度を越えないものは百斤につき九百五十円、その他のものは百斤につき二千五百円の税率で課税しておりましたものを、百斤につき千七百五十円の税率一本で課税することに改めております。なお、最も普通消費される分蜜白糖に対する現行の税率は、据え置くこととしたのであります。

第二に、自家用の砂糖類のみを製造する者が製造した砂糖類並びにたる入り黒糖及びたる入り白下糖の製造者が自家用に消費する一定限度のたる入り黒糖及びたる入り白下糖については、特にこれらが零細な農家等において生産消費される事情を考慮して、砂糖消費税を免除することとしたのであります。

第三に、従来の引き取り課税制度を移出課税制度に改め、砂糖類を移出する際に砂糖消費税を徴収することとする。とともに、特にたる入り黒糖及びたる入り白下糖を製造している者については、手続の簡素化をはかるため、毎月製造場から移出した砂糖類に対する砂糖消費税を翌月末日に徴収することとしたのであります。

次に、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案におきましては、最近の情勢に應じ、従来、保税地域以外の場所から輸入する物品に対する内国消費税の徴収等について規定しておりました酒税等ノ徴収ニ関スル法律の規定を全面的に整備いたすとともに、外交官が輸入する物品等関税を免除される輸入物品に対して、内国消費税を免除する規定を設けるほか、輸入物品に対する内国消費税の賦課、徴収

等について規定の明確化をはかつておるのであります。なお、輸入物品に対する内国消費税の犯則事件について、税関の職員にも調査及び処分の権限を与えることとし、犯則事件の迅速な処理を行い得る措置を講じております。

最後に、国税徴収法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

国税を正当期限までに完納しない場合に徴収される利子税額及び滞納の国税を督促状の指定期限までに完納しない場合に徴収される延滞加算税額を計算する場合の率は、それぞれ現行日歩四銭となつておりますが、最近の金利の水準等に顧み、これをそれぞれ日歩三銭に改めることとしたのであります。なお、これに伴いまして、過誤納の国税の還付金等に付する還付加算金の率を現行の日歩四銭から日歩三銭に引き下げるとともに、国税以外の公課について徴収する延滞金の率も現行の日歩八銭から日歩六銭に引き下げることとしたのであります。

以上四法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。また、何とぞ御審議のうえ、速かに賛成されんことを切望してやまない次第であります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

政府は、現下の経済情勢及び国民租税負担の状況に顧み、昭和三十年度予算に関連いたしまして、国民生活の安定をはかり、資本蓄積の促進に資する等のために税制の改正を行うこととし、すでに所得税法の一部を改正する

法律案等関係法律案を提出して御審議を願つておるのであります。また、さらに今次の税制改正の一環をなすものとして、ここに租税特別措置法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

この法律案は、租税特別措置法及び有価証券取引税法の一部を改正しようとするものであります。まず、租税特別措置法の改正について、その大要を申し上げます。

第一に、資本蓄積の促進に資するため、次の通り改正を行うこととしたのであります。

まず、国民貯蓄の増強をはかるため、本年七月一日から昭和三十三年三月末日までの間に支払いを受けるべき預貯金、公社債等の利子所得に対しては、所得税を課さないこととしたのであります。預貯金等の利子所得については、現在でも相当の優遇措置が講ぜられていたものであります。民間資本蓄積の促進をはかることが急務であることに顧み、今回、このような措置を講ずることとしたのであります。

なお、この措置と関連いたしまして、さきに述べた期間内に支払いを受けるべき配当所得につきましては、所得税の源泉徴収税率を百分の十五から百分の十に軽減することとしたのであります。

次に、法人の資本構成を是正して、自己資本の充実はかり、企業経営の合理化に資するため、製造業、鉱業、建設業、運輸及び通信業等一定の事業を営む法人で本年七月一日において現存するものが、同日から昭和三十三年一月末日までの間に増資を行った場合におきましては、増資登記の登録税の

税率を千分の七から千分の一・五に軽減することとしたしております。増資の奨励措置といたしましては、現在すでに、増資株式に対する配当金の損金算入が認められていたのであります。が、この特例措置と相待ちまして、自己資本の増大を容易にすることが期待されるのであります。

第二に、輸出の振興に資するため、輸出所得の一部を控除する制度について、次の通り拡充合理化を行うことといたしております。

まず、輸出所得による控除の限度を百分の五十から百分の八十に引き上げることとしたしております。現在、輸出所得控除の制度は、一定の輸出取引につき、輸出取引金額の一定割合と輸出所得の百分の五十とのうちいずれか低い方の金額を課税所得から差し引くこととしていたものであります。が、今回、輸出所得による控除の限度を百分の八十に引き上げ、制度の合理化をはかることとしていたものであります。

次に、プラントを輸出した場合に、現在、輸出取引金額による控除の割合を特に多くすることとし、そのプラントの範囲はこれを法律をもって定めていたものであります。最近の輸出の状況に鑑み、このプラントの範囲を拡張して、油井管及び送油管、レーン、送電用の裸より線並びに送電用または通信用のケーブルについても特別の控除割合を適用することとしていたものであります。

なお、この制度は、昭和三十一年七月末日までの特例措置とされているのであります。この適用期限をさらに昭和三十三年十二月末日まで延長することとしたしております。

第三に、住宅建設の促進に資するため、次の通り改正を行うこととしたしております。

まず、新築住宅に対する特別償却制度の拡充をはかることとしたしております。すなわち、床面積一定坪数以下の家を新築してこれを従業員住宅その他貸家の用に供したときは、現在では、その時から五年間、普通償却額の五割増の特別償却を認めることとしていたものであります。が、今回この制度を拡充して、本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間において新築した一定の条件に該当する家屋につきましては、五年間において、普通償却額の、鉄筋コンクリート造りの家屋等耐用年数が五十年以上の家屋については二十割増、その他の家屋については十割増の特別償却を認めることとしていたものであります。この改正によりまして、たとえば、鉄筋コンクリート造りの寄宿舍、アパートなどについては、五年間に取得価額の五割余、木造家屋などについては、五年間に取得価額の七割余を償却することができるとなるのであります。

次に、地方公共団体が本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間において新築した床面積が一定坪数以下の住宅の所有権保存登記につきましては、この期間内に登記を受けるものに限り、登録税を課さないこととしていたものであります。

また、地方公共団体、住宅金融公庫または住宅の建築業者等が右の期間内において新築した住宅を、これらの者から取得する場合の所有権取得登記につきましては、この期間内に登記を受けるものに限り、現在自家用住宅を新築した場合に認められている特別措置に準じ、その登録税の税率を千分の五から千分の一に軽減することとしていたものであります。

第四に、中小企業対策の一環として、中小企業等協同組合法の規定による事業協同組合またはその連合会である一定の要件に該当するものにつきましては、現在農業協同組合の場合に認めている特別措置に準じ、その積立金額が出資総額の四分の一に達するまでは、その所得のうち留保した金額に對して法人税を課さないこととし、協同組合経営の基礎の健全化に資することとしたしております。

第五に、航空事業の助成のため、本年七月一日から昭和三十三年三月末日までの間を限り、航空機の乗客に対する通行税の税率を百分の二十から百分の十に軽減することとしたしております。

以上に申し上げました事項の外、当事者間の協議により土地等が買収される場合に、当該土地等が買収される場合におきまして、当該土地等が買収の申請を出したときは土地収用法等の規定により収用されることとなるものである場合には、現在土地収用法等によって土地等が収用された場合について認められていると同様に、譲渡所得に対する所得税の課税を行わず、買収の対価を資産再評価法による再評価限度額とみなして、再評価税のみを課税することとする等、所要の規定の整備と簡素化をはかることとしていたものであります。

次に、有価証券取引税法の改正について申し上げます。証券投資信託の信託財産に属する株券の譲渡に對する有価証券取引税につきましては、証券

投資信託の育成の見地から、現在、百分の十五の税率を百分の六に軽減して課税しており、この特例措置の適用期限が本年七月末日までとなつております。が、証券投資信託の奨励策を引き続き講ずる必要があると考えられますので、この適用期限を、昭和三十三年三月末日まで延長することとしたしております。

次に、開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、開拓者資金融通特別会計におきましては、現在、同特別会計法第四条の規定によりまして、貸付金の償還金は公債及び借入金との償還金の財源にのみこれを充てることとなつていたものであります。が、昭和二十九年年度末における貸付金残高は約百十七億円で、今後毎年相当額の償還金が見込まれますので、今回の貸付金の償還金を新規の貸付金の財源にも充てることができるようにするとともに、従前の制度に関連する規定を整理しようとするのであります。

改正の第二点は、この会計の事務取扱費につきましては、従来、一般会計において支弁して参つたのであります。が、この会計の他の経費、すなわち公債及び借入金の償還金、一時借入金、公債の発行及び償還に關する諸費等とともに、貸付金の利子収入等でもかなうことを原則とし、これに不足がある場合には、その不足する金額を、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができることとしようとするのであります。

その他、借入金に關する規定及び予算の添付書類に關する規定の整備のため所要の改正を行おうとするものであります。

最後に、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生保険特別会計法及び船員保険特別会計法の一部を改正しようとするものであります。その概要は次の通りであります。

第一は、政府の行なつてゐる健康保険の給付費の異常な増高等に伴う支払い財源の不足に充てるため、昭和三十一年度以降七年度、毎年度十億圓を限度として一般会計から健康勘定に繰り入れを行うことができることとしようとするものであります。

第二は、日雇い労働者健康保険事業の保険施設及び福祉施設を行うのに必要経費について、日雇い健康勘定から業務勘定に繰り入れを行うことができることとし、これに関連して、業務勘定の決算上の剰余金について、従来、健康勘定及び年金勘定の積立金にのみ組み入れることとなつていたのを、日雇い健康勘定の積立金へも組み入れることができることとしようとするものであります。

次に、船員保険特別会計法の一部改正について御説明申し上げます。船員保険で行なつてゐる給付のうち、健康保険の給付に對する給付費の異常な増高等に伴い、その財源の一部に充てるため、昭和三十一年度以降六年度、毎年度二千五百萬圓を限度として一般会計から船員保険特別会計

に繰り入れを行うことができることとしようとするものであります。

以上がこの八法律案を提出した理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

引き続き、ただいま提案理由の説明を聴取いたしました八法律案並びにすでに審査中の農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外八法律案を一括議題として質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 ちょっと委員長に御注意を申し上げておきます。かような法案を一括上程して審議することは一向さしつかえありませんが、審議をするに当りまして、政府当局がかいもく出ておりません。少くとも法案を一括提案します以上は、法案関係の政府委員が全部出席しておらなければ質疑はできません。従って、その提案をされた場合には、必ず関係政府委員の出席の上で質疑のできるような手配をして、審議を進めるように願いたいと存じます。

そこで本日は、税制関係の政府委員が見えておりますから、税制改正に関する重要な点について二、三の質問をいたしておきたいと思ひます。

今度の税制改正の点において私どもが問題にしなければならないのは、政府では、本年度減税を三百二十七億行おうとする案を提出いたしておりますが、この減税をいたしても、なおかつ約三十二億の増収になるといふ、

きわめて甘い税収の見積りをしておられるのではないかという点であります。たとえば源泉所得税について見ましても、これは二十九年度に比しますと、二・七％の増収を見込んでおりますが、しかし政府が別途経済計画に示しております賃金の上昇の見込みは〇・五％であります。賃金の上昇見込みが〇・五％であるのに、源泉徴収における二十九年度との比において二・七％の増収を見込んでおられるというのは、一体その根拠はどこにあるのでございませうか、それを御説明願ひたい。

○渡辺政府委員 国民所得全体についての見積りの場合と、それから租税収入の場合におきましては、やはり租税収入が、勤労所得者の中で税負担をしておられます者がその一部でありますだけに、やはり税収入の場合には、税収入としましてより具体的な見地に立つて見積りをすべきじゃないか、かようにわれわれ考えております。そういう意味におきまして、たとえば政府職員などにつきましては、賃金ベースにおきましては、もちろんこれは上げることには予定されておられますが、昇給というものが最近やはり引き続いて行われていることが考えられておられます。本年度におきましては、前年よりも多少昇給についての財源は減らしておられますが、それでも政府職員におきまして三・三％という昇給財源を一応見込んでおります。民間におきましては、やはり賃金ベースの問題はとにかくとしまして、ある程度の昇給というものが考えられるのじゃないだろうか、こういったようなことも考慮に入れますと、源泉所得税の課税の対象となる人

たちの賃金ベースということも頭に置きますと、大体二・七％程度というもののにつきましても、これは一応考えていいのじゃないだろうか、こういう考え方をしておられます。

○井上委員 官公庁の職員の給与ベースが改訂されなくても、定期昇給が行われるという根拠に立ち、なおかつ一般民間産業においても多少昇給がされるであろう、こういった一つの根拠に立つておられるという御説明でございませう。そうしますと、この政府の経済計画というものの賃金指数というものは、何を根拠にしてお出しになっておられるのか。政府が別途国会に諮っております経済計画は、いかなる数字をもつて国会に説明しておられるのですか。

○渡辺政府委員 国民所得を計算いたします場合におきましては、やはり全体的な、総合的な観点で計算していく、こういう立場でもって、これは経済審議庁が中心で計算しておりますが、われわれの方で税を計算します場合におきましては、やはり具体的な事例につきまして、過去の給与の支払われておる実績、課税の対象になっておる実績、こういったものを中心にしてやはり見積りを参りませんと、国民所得の計算そのものを中心にして計算して行くというものは、ちょっと違つた計数が出る危険がございしますので、従来やつておられますわれわれの考え方としましては、やはり前々年度の実際支払われました支給金額、これも一応税務署の方に申告になっておりますその計数をもとにしまして、その計数がつきましてくる、一応どれくらい伸びが考えられるか、こういった数字で計算しておりますので、国民所得の計算のよ

うに、非常に生産指数なり、あるいは雇用の指数なり、そういったものと結び合せて考えて参ります場合は、多少違つた観点の数字が出ることもやむを得ないのじゃないか、かように思つております。

○井上委員 政府の出しております本年度の国民所得は六兆三千二百三十億、これは昨年から二％上昇するといふことが説明されております。それを具体化し、その裏づけとして、ただいま申しました経済計画に基く賃金の上昇というものを見込んでおられますのは〇・五％であります。だからあなたの御説明のように、国民所得というものは、総合的にいろいろな資料を検討してはじき出すからこういう数字になるが、税務署の方としては具体的な事実に基づいてやる、こゝろは、さういふこと、その具体的な事実が積み上げられて賃金指数というものが出てくるのと違つたのですか。税務署が持つておる資料と、経済審議庁が持つておる資料は違つたのですか。

○渡辺政府委員 同じ源泉所得税でございまして、たとえば日雇い労働者の給与のような場合でございまして、これは別個の課税方式をとつておりますがゆえに、たとえばお手元でございまして説明の中でも、日雇い労働者の分は日雇い労働者の分として、全然別個の観点で計算しているわけです。さういふふうに、一応われわれの方といたしましては、日雇い労働者とか、あるいは農業関係の労働者とか、さういったふりな分とは別にしまして、一応源泉徴収の対象になる労働者につきましてだけ、雇用の趨勢あるいは賃金の趨勢というものを参りまして、そしてこの

計算を出しておりますがゆえに、同時に経済審議庁の方で計算しております分は、日雇い労働者とか農業労働者とか、さういふものを全部総合しまして一応の見方をしておりますがゆえに、両者の間にはやはりある程度の数字的な違いは出て参りますが、一応両方の計算をいたします場合にはよく数字をつき合せておりますので、私非常に恐縮ですが、今この点で、それがどう違つておつて、こうなるのだという点を説明する資料を持つておりませんが、その点につきましては、総合的に一応の数字のつき合ひはできていますのでございませう。

○井上委員 いま一つ、増収を非常に甘く見ている適切な例としましては、酒税についてみてこれと言われるんじゃないか。酒税は、二十九年度の移出石数を約四十万石増加したといふことで、昨年は百億の自然増収となつております。それで本年約二十万石の酒造米を増産いたしましたので、移出石数が四十五、六万石となるから、これで百億増収を見込みまして、合計二百億の増収を見込んでおられる。ところが酒税は、御存じの通り庫出税でありますから、実際の消費を伴わなくても、製造さえすれば税収は確保できると考えるのは、非常な見込み違いではないかと思ひます。最近消費が非常に減少してきておる。インフレの反対のデフレの現象から影響を受けてまして、移出石数というものがどんどん減つてきています。昨年の三月に比べて本年の三月では、清酒特級と合成一級、ビール等はいずれも四割から五割の大幅な移出減を示しております。全体を平均いたしましても一六％の減となつておる。

「委員長退席、横路委員長代理着席」

従って酒税二百億の増収をはかることはとうてい望めないということを私どもは想定できる。この点に対してどう考えられますか。

○渡辺政府委員 従来とかくわれわれの見積りがかたきに失するといったような御批評もあり、また事実毎年自然増収がいろいろな姿によつて出てきたというのを反省いたしまして、本年度の見積りにおきましては、一応われわれとしましてはそうむちゃにかたい見積りでない、といつて特に甘い見積りでないという点をねらいまして、全体の見積りをしてある。従つて本年度の見積りにおいては、全体としてこれ以上の自然増収はなかなか期待できないという見積りをしてる点において、従来と比べましては、確かに相当甘いといえますか、この収入が確保できないという意味とは思つておりませんが、従来のように年度初めから自然増収が相当期待できるのだといったような意味の見積りでないという意味において、従来に見積りと違つていふというところは、これは全体について私は言ひ得ると思つております。

そこで、今具体的な例として酒税について御質問がありましたので、それについてお答えいたしますと、昨年度におきまして実際に庫出しされた数字、これは今度の税収におきまして酒税の相当大きな増収は、主として二級酒の造石がふえ、庫出しがふえていく、分析して参りますと大体こういうことに結論づけ得ると思ひますが、その二級酒につきまして、昨年度の予算に未きましては、実は清酒二百十二万

石見積つていたわけですが、ところが実績は、清酒が二百五十八万石庫出しができました。これは過日の御質問でもお答え申し上げましたように、昨年の暮れに酒造米を百万石配給していただいた。それは貴重な米でありますので、できるだけアルコールの添加を多くしまして、そうしてこれを約二百九十六万石の酒にして、三十一万石早出しした、こういったような関係から出した数字でございますが、昨年度におきまして、実績的に見まして、実は二百五十八万石出てるわけでありまして、今年度は清酒全体を二百八十三万石に見積つてございまして、二十五万石二級酒を中心にして清酒の庫出しがふえる、こういった見積りになっております。

清酒につきましての需要を考へてみますと、昨年一年は、年度の終りにおきましては早出しがございましたので、かなり需給が調整できて参りましたが、年の途中におきまして、二級酒が非常に足りないというので、各方面から批判を受けていたような事情でございまして、そういった点を考へ、またいろいろ業者の方々などの御意見を伺つてみましても、多く見積る方は、三百萬石ぐらいの需要は十分あるのではないかといたしたようなお話もございまして、そのような意味におきまして、二百八十三万石程度の庫出しを見積りますことは、その過大見積りになるという御批評を受けなくても済むのではないかと考へております。

なお、昨年の三月と今年の三月とは、今年の庫出しの石数が非常に減つてゐるという数字をあげてのお話でございしましたが、お話になりました特級酒、それから一級酒の合成あるいは

ビール、これは昨年の三月におきましては、御承知のようにいづれもそれぞれ税率の引き上げがございました。従来例におきまして、税率の引き上げがたとへば四月にありまして、三月におきましての庫出しがおのずから多くなる、そのかわりに、四月におきましての庫出しが減るといふ事例は間々見られることであります。そういう時期と本年の三月を比較するといふことは、多少全体の姿を見るには適當じゃないのではないかと考へられます。その意味におきまして、数量を見て参りますと、たとえばビールにつきましては、昨年に比べまして、三月及び四月の合計では一割六分減つておりますが、四月には二割の庫出しの増になつております。こういった姿でございまして、昨年の三月と今年の三月の数字だけを比べて全体をうかがうのはちょっと早いのではないかと考へております。

○井上委員 次に伺ひたいのは、夏季手当の免税の問題です。これは先般、横路君から大蔵大臣に質問がありましたが、昨年の暮れも年末手当の免税問題で相当論議をいたしました。しかし當時は、財源がない、こういったことで、主税当局の方では首を縦に振りませんでした。そこで夏季手当は、政府の方では大体どのくらい見込んでおりますか、それをまず伺つておきます。

○渡辺政府委員 今その数字を手元に持つておりませんが、まだ推定もしてございせんので、おそろしく推定しかできないと思ひますが、一応推定数字が出ましたらお答え申し上げます。

○井上委員 これは、もし財源がありました場合はお考えになりますか。

○渡辺政府委員 財源の問題は財源の問題でいろいろ議論があると思ひますが、私はこう思つております。これは事務局同様の意見かもしれませんが、夏季手当といったような特殊な時期のボーナスを中心にして特に減免するといったような考え方は、これは教にしてどういふふうにあるかよく存じませんが、これも一応調べているわけですが、全然夏季手当のような制度のないところがあるようにございまして、同じ労働者にもあります。夏季手当の制度のある場合とない場合がある。年末ボーナスにおいても、そういうボーナスの制度がある場合と、中小企業などにおいては、ない場合、あつても非常に額の小さい場合、こういったようなものがあるようにございまして、従ひまして、税の考え方からいたしますれば、やはり夏季手当であるから、年末手当であるからといったような観点で考へるよりも、やはり全体としていふものも合したものと臨時にもありますものと合せた額によつて、その総額の多いか少いかによつて、あるいは税をかけ、あるいは税をかけない。あるいは税率を適用します場合にございまして、それを全体の額に応じて多くする少くする、こういったふうな考へていくべきではないかと考へております。

○井上委員 主税当局の頭が、ちょっとと變つては失礼ですが、考へ方の土台が――土台をもう少し御検討をお願いしたいと思います。夏季手当とか年末手当を出します意味は、御承知の通り、平常の俸給、賃金というものが非常に安い、低賃金、低俸給であるとい

うところに根本的な問題がある。そこで日本の長い慣習によりまして、盆とか年末とかいろいろ経費のかさみますときに、それを何とかカバーしてやらなければいけない、こういった意味がこれには多分に含まれておるのです。だから、これが欧米諸國のように、賃金が生活を補うだけ保障されてゐるところなら別ですが、日本のように非常に低賃金であり、しかも中小企業が多くて、劣悪な労働条件のもとに置かれてゐるところにおきましては、どうしても盆暮れの賞手というものによつてふだんの低賃金を少しでもカバーしよう、こういったことに考へが置かれてゐるのです。だから、何か賞手をもつた人は特別な人であつて、非常に恵まれた人間のように解釈することは非常な間違ひです。そういった解釈というもの、この問題を扱う場合に非常な妨害になると思ふ。政府みずから今度の税制改革で、低額所得者の減税を大きな目標に掲げておきながら、一方においては、先般から議論があります通り、利子課税を免除しておる。利子課税の免除免除になる部分といひますのは――これは御存じの通り低額預金者は免税されております。それから一般の商業取引等による当座預金は無利子でありますから、これは免税されま

せん。そうならば、高額の預金者が免税の対象になり得るのです。高額預金者に対しての免税を考へる政府が、年にわずか一ぺんか二へんしかもらえない、しかも少額の賞手に対して課税することを免除してもらいたい、こういったことを一体どういふわけでお考えになれませんかと、どちらの比重が一体大

○井上委員　そういう抽象的な答弁ではあきません。私ははつきり調べてき

てありますから……。だから政府の方は、どこの会社がそんな長い回収で取引をやっているか、具体的に告示し願

○渡辺政府委員 最近の状況につきましては現在調べておりますので、後の

機会にお答えいたしたいと思っております。

○井上委員　御存じの通り、勤労所得

者がみずから汗水を流して働いた金が、法律によりまして源泉徴収されて、本人は家の都合で、この税金がありさええ

すれば、この税金さえとられなければ
という考え方があつても、勘定袋をも
つたが最後、税金は差引かれて

おるのです。われわれ低額所得者は、全勤労大衆はその日の生活に追われな

本人は納めると言うとらへんのに先とられてしまふ。納める意思を表明しと

らへんの、勝手に源泉徴収してしまつとる。しかるに大資本、大企業の場合は二月も三月も余裕を認めてあ

る。認めなければならぬ理由があるなら私は何も言いません。現実には何らの理由もない。沙書引所ができまし

てからこの方というものは、売り買いが行われますと、おそくとも一週間な

いし二週間後には決済をせなければならぬことになっておる。それが常道になつてゐる。現金制度になつておる。

それを何ゆえに一体二月も認めなければならぬのか。八十億もの金を何ゆえに一体遊ばさんならぬのか、そこに

問題があります。税のとり方にそんな不公平がありますか。政務次官どう

○藤枝政府委員 現在いたしまして、あるいは将来と申しますか、補正予算等のお話がございましたが、政府といたしましては、今後この三十年度において税制をこれ以上に変更する意思は持っておりません。

○横山委員 別の角度でお伺いをいたしますが、去年の十月の初めでありましたか、地方自治庁がこの地方道路税の収取率を査定をいたして大蔵省に出しました際に、現行の揮発油税一万三千円を一万一千円、地方道路税を二千円にする、こういう原案が大蔵省に出たことはすでに周知の事実であります。何をもちて大蔵省がその倍額の四千円とするということになされたのか、道路の改修を中心にしたのでしょうか、自治庁のお考え方はこれでよろしいのだという考え方には、大蔵省がさらにそれを倍額にいたしましたゆえんをお伺いいたします。

○渡辺政府委員 自治庁から一応そういう話が出たことはあります。同時にその場合におきましての自治庁の考え方は、住民税等について一応相当の引き上げを行うという案と、たしかからみ合っている問題ではないかというふうに思っております。ただいろいろそのほか地方財源の充実という意味におきまして、国の方からの財源を相当さらに割愛するとか、いろいろな要求とからみ合ってきた問題だというふうに思っております。しかし住民税の引き上げ等は、片方で所得税を減税する機会においてどうも適当じゃないのじゃないだろうかといったような点など、いろいろ問題を詰めて参りました結論としまして、結局地方財源を充実するための意味におきまして、これ

は道路という財源に特に使われるというこのゆえに、やはり二千円ではどうも財源として不足するから四千円にせざるを得ない、こういうふうに両者の意見も一致したわけでございます。

○横山委員 地方道路税の収取というものは、これは一つの目的税でございますから、今のお話の住民税との関連という点については納得しがたいのであります。また地方におきまして、ある県におきましては、すでに先般来道路改修に使用すべき費用九千万円のうち六千万円が警察費に使われたというふうなことも起つておるわけでありまして、こういうような点も十分考慮いたしましたときに、自治庁がこれで行うのだ、これで地方の道路の改修なり、いろいろな問題をやるというものを、大蔵省としてさらに倍額にするという理由が、私にはどうもあなたの御説明ではまだ納得ができません。

○渡辺政府委員 地方道路税は、確かに一応地方道路財源ということで一つの目的税になっておりますが、五カ年計画と結びついた道路財源だけをとりてみましても、二千円の道路税の財源では足りません。どうしてもやはり起債なり一般財源からこれを補填しなければならぬ運命にあるわけでありまして、そういう点と結びつきまして、先ほど申し上げました住民税の引き上げとかなんぞでございますが、実は問題になったわけでございます。しかし、どうもそういう点はおもしろくないのじゃないか。道路財源が不足というならば、むしろやはり道路と直接関連のあるところの地方道路税においてその財源を求めるべきではないかとい

うようなところに両者の意見が一致したわけでありまして、なお御指摘になりました、おそらく昨年の問題でございますから、揮発油と税の金がある県において流用されたという点だろーと思っておりますが、私、これはお話を伺っておりますが、実はまだはっきり確かめておりません。しかし揮発油と税にたいしても、その意図は一応道路財源という点になっておるもので、おそらくそれは一時的な流用にとどまったものではないかと思っております。従いまして、それは当然返されるべきものというふうに思っておりますが、その点は自治庁によく確かめてみます。同時に今後は、もしそれが道路財源に使われなかつたとするならば、これは法律上に問題があるわけでございますので、そういうことが絶対にないように確保すべきものだと思います。

○横山委員 石橋通産大臣は四月二十八日の本会議で、道路整備に充當するから物価に影響はない、こういうふうな言われましたが、大蔵省もそのように考えておられますか。

○渡辺政府委員 今度の二千円が運賃にどれだけの影響を持つかという点につきましては、これは各角度からわれわれ一応検討してみました。現在御承知のように、石油会社は相当の利潤を得ておりますし、従いまして、たとえばこれは消費税ですから、本来なら当然二千円の値上りということになるわけですけれども、石油会社自身がある程度吸収できないかという点は、やはりこれは一応考慮されている問題じゃないかというふうに思っておりますが、しかし、消費税はそういう性質のものじゃないのじゃないかという観点からしまし

て、一応揮発油税が二千円そのまま上つたという点から考えてみまして、それがどれくらい運賃に響くかという点で計算してみますと、乗合自動車の場合におきましては一・一％、トラック運賃の場合においては〇・七％という数字が出ます。これは揮発油税の直接の影響でございますが、同時に道路がよくなれば、タイヤやチューブのいたみもそれだけ減るだろう、修繕費もそれだけ減るだろうということも当然考えらるべきものであらうと思っております。

またそれなればこそ、この道路税という問題が、一応二千円にしろ四千円にしろ、問題として出てきて得る余地があるのじゃないか、こういうことを考えて参りますと、これらの一・一％、〇・七％というものは、そのまま運賃に響くわけのものもあるまい、かような考え方を持っております。

○横山委員 非常に甘きに失する見込みであります、これは論争になりましてから申し上げませんが、あとでこの一・一％なり〇・七％になるという根拠を一つ資料として御提出をお願いいたします。

それから、先ほどお話が出ました道路整備五カ年計画の二十九年度から三十三年度まで、この年間の計画の予算がそこでわかりになったら言っているたたきたい。

○渡辺政府委員 今の数字の根拠はあとで資料として差し上げますが、簡単に数字だけ一応ご説明しますから、とりあえず申し上げておきます。パスの一千キロの運賃、これが五十六円十銭、うち揮発油税の負担額、これは現行のままでございまして四円三三銭、改正になりまして四円六十五銭、増加額

が六十二銭、これで一・一％になります。トラックの場合におきましては、一キロ当りの運賃八十三円、うち揮発油税の負担額三円九十銭、改正後が四円五十銭、増加額六十銭、これで〇・七％という数字になります。いずれも資料として出します。

道路予算の關係は、恐縮でございますが、主計局の担当になっておりますので、後ほどの御答弁に譲らしていただきます。

○横山委員 それでは、昭和三十年度の揮発油の需要量、政府は二百三十五万キロリットルですが、これは算定はどのような数字からできたものか、簡単に伺います。

○渡辺政府委員 揮発油の供給の総量を二百五十万キロリットルと想定いたしました、そのうち航空機等に使われる揮発油につきましては、御承知のように現在課税しては、御承知のようにしてこの五万キロリットルを差し引きまして、課税分が二百四十万キロリットル、そこで御承知だと思っておりますが、現在税率を適用して課税してありますのは、欠減分を差し引いた分になっておりまして、その欠減分というのが三・七％ございます。従いましてこの二百四十五の三・七％、九万六千五百キロリットルを差し引きました数字が二百三十五万九千三百五十キロリットル、こういう数字になっております。

○横山委員 過般通産省と運輸省両省が協議の上、三十年度揮発油需要量としてきまりましたのが二百六十八万キロリットルであることは、御存じのほうだと思います。あまりにも大蔵省とこの両

省との間に違いがあるのは、いかなるわけでありませうか。

○渡辺政府委員 通産省と運輸省で二百六十八万キロリットルという数字を言っていることは、われわれも聞いておりますが、外貨予算の関係でございまして、まだきまつておりません。大蔵省は二百五十万キロリットルという数字を一応外貨予算の限りで主張しておりますが、まだ結論が出ておりませんので、われわれは、やはりこの二百五十万キロリットルで計算すべきものだ、かように考えております。

○横山委員 実際に使つた統計をとつておるところで二百六十八万キロリットル、税金をとる方で二百三十五万キロリットル、この驚くべき違いというのは、端的にいつて税金の見積りが輕きに失する、自然増収がここでも莫大もなく隠されておる、こういうふうな結論をせざるを得ないと思つたのですが、いかがですか。

○渡辺政府委員 二百六十八万キロリットルと御比較を願うべき数字は、先ほど申し上げた二百五十万キロリットルだと思つております。二百六十八万キロリットルという中には、航空機の部分でありますとか、あるいは欠減分とかいうものが全部入つた数字でございまして、従ひまして、二百六十八万キロリットルが正しいといつて、その場合にわれわれが基礎にとつております数字として御比較願うべき数字は、二百五十万キロリットルだといふふうに考えていくべきものと思つております。

結局二百五十万キロリットルか二百六十八万キロリットルかという論議であります。これは大蔵省は一応外貨につきまして、外貨事情等も考えまし

て、本年度の揮発油の供給量というものを一応二百五十万キロリットルといふふうに考え、それを両省と今折衝してあります。従ひまして、その大蔵省の主張している数字をわれわれとしてはとるべきものだと思つたわけでございます。

○横山委員 二十九年年度の税金におけるキロリットルは確定してあります。

○渡辺政府委員 二十九年年度の数字を申し上げます。免稅分が三万二千ございまして、これを差し引きました、先ほどの数字でいいますと二百四十五万キロリットルに當る数字、それが二十九年年度におきましては二百三十六万キロリットルでございまして、欠減分としてそれを差し引いた数字が二百二十七万キロリットル、これが今そこにお話になりました二百三十五万九千キロリットルに該當する数字、それは二百二十七万キロリットルでございまして、

○横山委員 この二百二十七万キロリットルというのは確定数字ですか、予想数字ですか。

○渡辺政府委員 これは課税の実績によつた数字でございまして、今揮発油につきましては、二カ月半の延納を認めしておりますので、その意味におきまして一月の半ばまでの数字でございまして、

○横山委員 お話が出ておりますように、この延納もまたたいへんな話でありますけれども、これはまた別の機会にいたしまして、二十四年度からの揮発油の需要量をずつと計算をして参りますと、何としてもこの二百三十五万キロリットルというのは過小に失する。年々増加をいたしておりますパー

セントーは、二十五年は一三三%、二十六年は一八九%、二十七年は一六九%、二十八年は一四一%と累年増加いたしております。私は今あなたの二百二十七万キロリットルという点について、もう少し資料をいただいて確かめたいと思つておるわけでありまして、今私の手元にそれに対応する数字がございせん。業界の一致しております点は、おそろく二百四十万キロリットルは昨年もあつたであろうといふのが、一致した見解になつておるわけでありまして、はなはだしいのになりますと、二十九年年度は二百五十万キロリットル入つておるだらうといふふうな数字すら出ておるわけですね。今回の二百三十五万キロリットルという点についても、その増加率で推定をいたしますならば、二百六十八万キロリットルと両省で発表いたしました数字は、決して高きに失するものではございせん。この年々歳々揮発油税における自然増収の額といふものは、べらぼうもない額になつておるわけでありまして、これは例年の恒例になつておるような実情であります。今回かりにその二百六十八万キロリットルという両省が策定いたしました数字をもとにして、現行の一万三千円にかけ合せてみますと、三百四十八億という数字が出てくるわけですね。この数字を基礎にいたしましたならば、決して今回二千万の増税をする必要はない、こういうこともまた断定をせられるわけでありまして、これは決して架空なことではない、この数字は決して、年々の揮発油の需要量の統計をとり、あるいはまた徴税実績を検討いたしてみまして、あなたの方における二百三十五万キロ

リットルといふのは、相当その中に自然増収が隠されておる、こういうふうには断定せざるを得ぬし、この点については、揮発油税に關係してあります業界なり、あるいは労働者なり、あるいは各界の一致した意見となつておるものであります。この点はいかなるものであります。

○渡辺政府委員 先ほど申し上げましたのですが、業界の方は、非課税分と欠減分についてどうもあまり御計算をなさらないで、いろいろなお話をしつていらつしやる点が一つあるのじゃないか、この点は一応よく御説明申し上げたいと思つております。先ほど申し上げたように、航空機用等の免稅分が六万一千キロリットル、三・七%の欠減控除分が約六万一千キロリットルありますし、一応査定した分は二百三十九万キロリットルとございまして、この数字だけとりまして、これで業界のいわれ二百五十二万キロリットルにはほとんど同じになります。こういうふうな数字を、実はやれ二百五十万キロリットルとか、二百六十八万キロリットルとか言つておるわけでありまして、その数字から、先ほど申しましたように非課税分を差し引き、欠減量を差し引く、その結果、たとえば昨年度の課税の關係は二百二十七万キロリットルになつておるわけですね。今度の二百三十五万キロリットルは、この二百二十七万に對應する数字をわれわれとつておるわけですね。従ひまして、そのベースになつておりますのは二百五十万キロリットルである、こういうふうにお聞き願ひたいといふふうに思つております。

○横山委員 そういふことは百も承知の上で議論をしておるのであります。誤解をなさらないように一つお願ひしたいと思つております。

この地方道路税並びに揮発油税のキロリットル二千万の増徴に引き續いて、伝えられるところによりますと、自治庁は地方道路税新設後におけるガソリン車とディーゼル車の税負担の均衡をはかるという名目のもとに、ディーゼル車に對する自動車税の五割引き上げ方針を考えておるということでありまして、大蔵省はこれについて知つておられるのか、またどういふふうにお考えになるのか、あわせてお伺ひいたします。

○渡辺政府委員 ディーゼル車につきましての自動車税を引き上げるといふことを自治庁が現在考えていることは、われわれ存じております。議論は、結局道路の経費が要するから、単にガソリン車だけでなくて、ディーゼル車が相當あるのだから、そのディーゼル車についてやはり課税すべきである、その意味におきまして、あるいは輕油課税とか、いろいろな議論が出てくるのでございまして、そのこと自体においてはいろいろ議論がございまして、課税技術的にも非常に問題がある。そこでやはり同じ地方負担であります意味におきまして、少くとも自動車税では相當の差をつくべきではないか、こういうのがディーゼル車についての税率を引き上げべき根拠といふふうに了解しております。

○横山委員 あと時間もありませんから、きよりは第一次的な質問にいたしておきますが、先ほど申しましたように、この揮発油税の税率につきまして

は、二十四年以來ずっと統計を見ましても、当初予算に対して必ず補正予算が出、当初予算と税収の実績を見てみますと、また補正予算とを比べてみますと、年々一割ないしは二割、はなはだしきに至っては三割くらい徴税実績は補正予算を上回っておるわけですね。自然増収はもう恒例のことになっておるわけですね。従いまして、ここ六年間の実績を見ましても、あなたの方で言われております二百三十五万キロリットルという点については、これに関係をいたします人々がほとんど異口同音に、またここで自然増収を見つゝろつてごまかされるのか、こういうような見解を持つておるわけですね。いわんや、本税は昨年二千円上げたばかりです。また本年二千円上げる。わずかに一年かそこらの間に、べらぼうな増税であります。ほかの問題については、政務次官は国民一般に対して増税をしないと言わなかつた、こうおっしゃるけれども、まさにそれは詭弁といわなければなりません。いわんや、一年の間にこれくらいべらぼうな増税をされるということについては、どのような理由をつけましても、業界としては、あるいはその下に働く多くの勤労大衆としては、絶対にこれは納得がいかないものであります。またこれに関連いたします道路利用者の側におきましても、たといこれは目的税で道路を直すのだといわれましても、このような増税についてはあげて反対をいたしておるところです。その点についてなおかつ一、二年の間に四千円を上げなければならぬという理由がもしありましたら、もう一度お聞かせを願ひましょう。

○渡辺政府委員 揮発油税につきましては、お話のように昨年二千円上げたわけでございますが、当時やはり地方財源の補填ということが問題になりましたので、揮発油譲与税というものが出来たのですが、それが国会の御審議で一年限りということになりました。結局何とかやはりこの措置をしなければならぬという結論が出ましたが今度の措置でございます。自然増収というように点につきましては、いろいろ御議論がございましたが、現在政府の考えているところにおきましては、われわれそこに当然自然増収があるとは思っておりませんが、もし決算の上におきまして自然増収が出た場合におきましては、その分は決算のきまりましたその後にございまして、結局翌々年度になります。翌々年度におきまして道路財源に充てよう、こういうことを別途考へております。地方道路税の方は、これは特別会計の方に入ります。が、実際にもこれ以上入れれば、それはやはり地方の方に分配されますし、また入る金額がそれより少なければ少いなりにしか分配されない、こういう建前になっていることだけ申し上げておきます。

○横山委員 時間が参りましたから、もう議論はいたしません。ただいまの質問の中でお願いをいたしました資料をいただいて、さらに質問をいたしたいと思ひます。あわせて資料として、昨年を含んで年度別の揮発油の予算と消費実績と徴税実績、それを第一にお願ひしたい。それから先ほど言つた一・一％と〇・七％の根拠、あなたが先ほどから強調されております二百三十五万キロリットルの算出の根拠を詳細にお願ひいたします。

本問題について大蔵大臣に質問をいたしたいと思ひますが、おいでになりませんか、質問を留保いたしました私の質問を終ります。

○横路委員長代理 この理事の辞任についてお諮りいたします。

理事であります遠藤三郎君より理事を辞任した旨の申し出がおります。これを許可するに御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○横路委員長代理 御異議なしと認めます。よつてこれを許可するに決しました。

引き続き理事の補欠選任を行いたいと思ひますが、これは先例によりまして、選挙の手續を省略し、委員長より御指名するに御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○横路委員長代理 御異議なしと認めます。それでは委員長におきましては、早川崇君を理事に指名いたします。

○横路委員長代理 奥村又十郎君。法についてよく研究して一つ思ひついたことは、この法律が通りますと、七月一日以後の預金利子は免税になる。ところが三月三十一日までの預金利子は、長期のものは五％、そうすると四月一日から六月三十日まではどういう税金がかかるのですか。

○渡辺政府委員 その点につきましては、休会前の国会で御審議を願ひ、また御可決を願つたもので、一応一〇％の課税の分は六月三十日までお延ばし

願つております。従つて、通常の短期の定期預金とか、その他のものでございますと、六月三十日までに支払われるものは一〇％になっております。この法律が通りますと七月一日からはゼロになります。それから五％の分は、これは期限がまだ延びておりますから、現在までずっと五％になってきております。この法律が通りますと、一応それでもつてゼロになります。しかしこの法律の期限後にも五％の分はまだ続く規定が出ております。従つて、この法律は時限立法になっておりますから、これが三十二年の三月三十一日で切れてしまひました後は、五％分だけの特例、昨年の御審議で得たものはそのまま続く、こういう法律的な建前になっております。

○横路委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明後十九日午前十時より開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

昭和三十年五月二十日印刷

昭和三十年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局